

広陵町中小企業・小規模企業振興計画

2019年4月

広陵町

目次

第1章 広陵町中小企業・小規模企業振興計画の位置づけと目的

1.1 計画策定の背景と目的	1-1
----------------------	-----

第2章 広陵町の現状

2.1 広陵町の概況	2-1
2.2 統計データから見た広陵町の現況	2-7
2.3 ワークショップ結果から見た中小企業・小規模企業の現況	2-21
2.4 中小企業・小規模企業振興に関わる既存施策	2-22

第3章 広陵町中小企業・小規模企業振興における課題の設定

3.1 広陵町の中小企業・小規模企業の現況と課題	3-1
--------------------------------	-----

第4章 基本理念と方針

4.1 広陵町中小企業・小規模企業振興計画のビジョンと基本理念の設定	4-1
4.2 広陵町中小企業・小規模企業振興計画の基本方針の設定	4-2

第5章 広陵町中小企業・小規模企業振興に向けた施策

5.1 施策の考え方	5-1
5.2 広陵町中小企業・小規模企業振興に向けた施策	5-2

第6章 計画の進行管理

6.1 計画の推進体制	6-1
6.2 進行管理	6-3

付録

1 広陵町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会	1
2 ワークショップ	2
3 広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例	13

第1章

広陵町中小企業・小規模企業振興計画の 位置づけと目的

1.1 計画策定の背景と目的

広陵町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、大都市である大阪市へ直線距離で約30kmと交通の利便性も高いことから、真美ヶ丘地区等の住宅地開発を中心にベッドタウンとして発展してきました。

広陵町では、町民と行政が協働して、みどり豊かな住みよい元気なまちづくりに取り組んでおり、その結果として多くの町民がまちに愛着を感じ今後も住み続けたいと思う魅力あるまちとなっています。しかしながら、広陵町を取り巻く社会情勢は確実に変化しており、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進行しており、若い世代の定住促進が課題となっています。

広陵町の産業は、古くから靴下の生産が盛んで、靴下製造業を中心に、靴下仕上げや刺繍業など靴下生産工程別に分業が進み、高度な生産技術が受け継がれ、国内生産高日本一を誇る産地として大きく成長してきたところです。近年は、海外製品に押され、生産量は大幅に低下し、靴下関連事業所数は減少していますが、長年にわたり脈々と引き継がれた生産技術を活かした魅力ある靴下を発信する企業は、今でも数多く存在します。また、靴下以外にも、プラスチック製造業などがあり、近年は高齢化が進行していることから福祉関連事業が増加しています。

このように広陵町では多くの魅力ある中小企業・小規模企業が存在していますが、社会情勢の変化から多くの課題に直面しているのが現状です。中小企業・小規模企業は、まちの動力源です。中小企業・小規模企業の存在、持続的な成長・発展がなければ、広陵町の活性化は成されません。広陵町はこの認識を共有し、町内の各主体がその役割を理解し連携することで、地域全体として中小企業・小規模企業の振興に取り組む必要があります。

広陵町は、町内事業所をはじめとした地域の皆様とともにワークショップを通して議論を重ねながら、2018年10月に、広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定しました。この条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する方針と施策内容の共有を図り、町内のそれぞれの主体が積極的に参画・連携・協力しながら中小企業・小規模企業の振興を推進することを目的に、広陵町中小企業・小規模企業振興計画（以下、本計画）を策定しました。

(1) 中小企業（者）、小規模企業（者）、小企業（者）の定義

本計画の「中小企業（者）」「小規模企業（者）」「小企業（者）」を中小企業基本法第2条第1項各号および第5項、小規模企業振興基本法第2条第2項で規定する資本金、従業員数等で分類すると下表のとおりで、いずれも町内に事務所又は事業所を有する会社及び個人を指しています。

業種	中小企業（者） （下記のいずれかを満たす）		小規模企業（者）	小企業（者）
	資本金の額又は出資の総額	従業員 （常時雇用）	従業員 （常時雇用）	従業員 （常時雇用）
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下	5人以下

(2) 中小企業・小規模企業振興計画の位置づけ

本計画は、広陵町の最上位計画である「第4次広陵町総合計画」、および関連する計画である「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で策定した方針・取り組みをもとに、広陵町の経済や雇用の面から地域活性化の核となる中小企業・小規模企業の振興を担う位置付けとして、これらの計画との連携や整合性を保ちます。

また、本計画では、広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する方向性や施策方針を示します。

(3) 上位計画と主な関連計画

1) 第4次広陵町総合計画（2012年～2021年）

広陵町において、総合計画は、町の将来目標を示す最上位の計画であり、魅力あるまちづくりを推進するための総合的かつ戦略的な行政運営の指針となる計画です。広陵町は、まちづくりの理念として「“みどり”を大切にするまちづくり」「“活気”に満ちたまちづくり」「“協働”のまちづくり」の3つを掲げており、目指す将来像を「人にやさしい、人がやさしい、元気なまち・広陵町」としています。

2017年度に策定された第4次広陵町総合計画後期基本計画では、目指す将来像を「みなさんと共に『いい町』づくり！元気な広陵」に、政策目標を「住みよい美しい安全な環境づくり」「いきいき健康・福祉のまちづくり」「文化の薫り高いまちづくり」「活力あふれる産業づくり」「さらなる発展への基盤づくり」「みんなの力で進めるまちづくり」の6つに見直しを行い、各種産業振興（農業、商工業、観光・交流、雇用）についても支援施策などが盛り込まれました。

2) 広陵町まち・ひと・しごと創生総合計画(2015年～2019年)

広陵町人口ビジョンでは、2060年に人口3万人を維持することを目標として社会・経済の活力維持に取り組んでいます。基本目標の「活力あふれるまちづくり」では、町内事業所数および従業員数と付加価値額の増加を目標に掲げています。また、この計画に基づいて各種産業の振興や企業誘致に関する具体的施策に取り組んでいます。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は2019年度から2024年度までの5年間とします。なお経済情勢の急激な変化等に応じ、適宜見直しを行います。

第2章

広陵町の現状

2.1 広陵町の概況

(1) 位置

広陵町は奈良盆地の中西部に位置し、香芝市、大和高田市、橿原市、北葛城郡河合町、上牧町、磯城郡三宅町、田原本町と接しており、奈良県の中心都市である奈良市へは直線距離で約20km、近畿圏の中核都市である大阪市へは約30kmの距離にあります。

町域は、東西4.5km、南北5.5km、面積は16.30㎢で、箸尾駅を中心として発展してきた北部地域、地元の靴下産業が息づく西部地域、のどかな田園風景が広がる東部地域、閑静な住宅街が広がる真美ヶ丘地域の、大きく4つのエリアに分かれています。

(2) 沿革

広陵町と河合町にまたがる馬見丘陵一帯では、3,000年程前から人々が集落を形成していたことが知られており、2,000年程前の弥生式土器をはじめ、多くの遺物が町内で発見されています。

弥生時代以後、農耕を中心とした村落が発展し、村々の対立が起こるなか、大和朝廷の国家統一の頃には豪族葛城氏が台頭し、そのもとで奈良時代の繁栄をとげていました。

戦国時代の終焉とともに、租税制度が厳しくなったこともあり、広陵町は大和木綿、なたね、たばこ、茶等の自然条件を活かした特産品の生産により栄え、南郷池の築造など大規模な農業用水の確保・整備が行われました。

明治後半からは、靴下・織布等の製造が栄えはじめ、大正7年には町北部に大和鉄道（現・近畿日本鉄道）が敷設され、箸尾駅が設けられました。昭和30年、馬見町・瀬南村・百済村が合併し、広陵町を発足しました。翌年の昭和31年には、箸尾町の編入（一部は昭和32年、大和高田市に編入）により、現在の広陵町となりました。

以後、靴下・織布などを地場産業として発展しました。また「夏秋なす」等の特産品を持つ農業のさかんな町としても栄えてきました。一方、大都市圏からの市街化の波により、昭和49年から真美ヶ丘ニュータウンの開発を進めるなど、住宅都市としての一面も持つようになりました。

表 2-1 広陵町の特産品等

靴下	織物	プラスチック	なす
			
<p>全国で1年間に約3億足の靴下が生産されていますが、そのうちの約15%が広陵町で生産されています。町内には靴下を製造している会社が約50社あります。</p>	<p>織物は、靴下、プラスチックと並ぶ、広陵町を代表する産業です。大和木綿の産地だったこともあり、明治時代から盛んに生産されてきました。</p>	<p>町内でプラスチック製品づくりに着手したのは昭和30年代前半のことです。町の中央部はプラスチック工場が集積しており全国でも有数の産地となっています。</p>	<p>広陵町の豊かな水と肥よくな土壌を生かし昭和35年から栽培が本格的に始められ、昭和43年には「夏秋なす」、また、昭和62年には「冬春なす」が国の野菜指定産地となり、町を代表する特産野菜となっています。</p>

(出典：広陵町 HP)

【参考：広陵町のブランド戦略の取り組み】

広陵町では奈良県中小企業家同友会、広陵町商工会、広陵町靴下組合、大学及び金融機関との連携による「広陵町の地域活性化を目指す中小企業等検討会」を発足し、地方創生推進交付金事業「活力あふれるまちづくり」ブランド戦略展開事業により、産官学金が連携して、地域ブランドの確立を図り、地域産業全体の底上げを目指しています。

また、同検討会では、「広陵町」＝「靴下」を印象づけるポスターやロゴマークを作成するなど、積極的なPR活動を展開しています。



ポスター



ロゴマーク

(出典：広陵町 HP)

(3) 都市計画の状況

広陵町の用途地域には6種類の地域があり、建物の用途や形態などをそれぞれの地域の特性に合わせて規制しています。広陵町は農地と宅地が土地利用の中心となっており、特に農地は35%を占めています。農地の多くは田で、市街化調整区域を中心に存在しています。また、準工業地域は主に高田川沿いに集積しています。

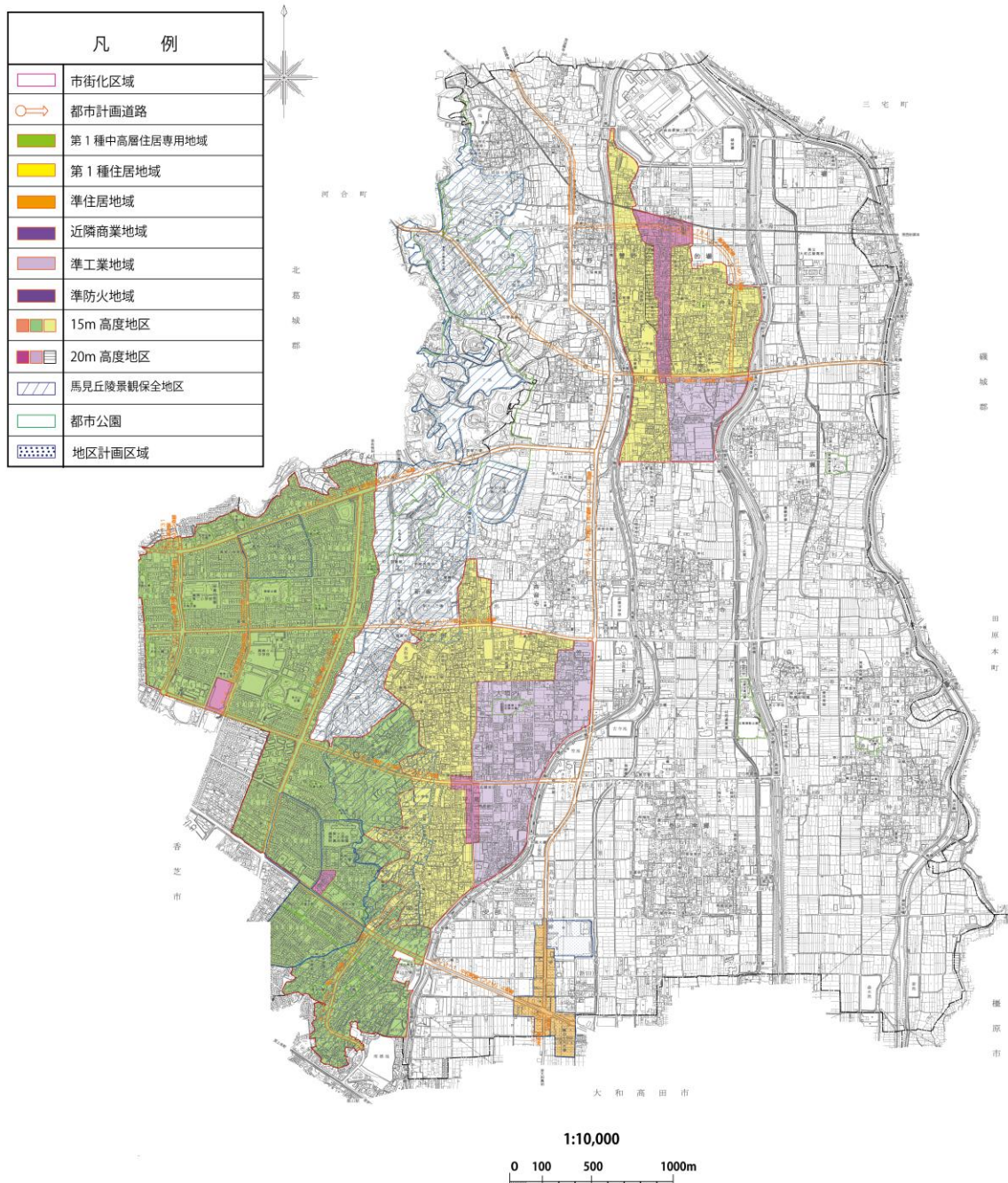


図 2-1 広陵町の都市計画図

(出典：奈良県 HP)

広陵町総合計画後期基本計画では、直近の土地利用の状況や今後の見通しを勘案し、一部見直しを行い、土地利用構想をまとめました。見直し内容は以下のとおりです。

- ①「商業ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。
(理由：高速道路に近く、企業の誘導を図ることができ、実際に起業が立地しているため。)
- ②「商業ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。
(理由：高速道路に近く、西にある地域産業ゾーンを追伸し、さらなる企業の誘導を図るため。)
- ③「田園及び田園住宅ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。
(理由：馬見丘丘陵公園と竹取公園とを一体化したまちづくりの拠点として考えているため。)
- ④「商業ゾーン」を拡大。
(理由：大型商業施設が立地する予定となっているため。)
- ⑤「商業ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。
(理由：中和幹線の全線開通により、企業の誘導を図ることができるため。)
- ⑥市街化区域界を追加。
(理由：平成 23 年度に大和高田市と一体で市街化区域に編入となったため。)

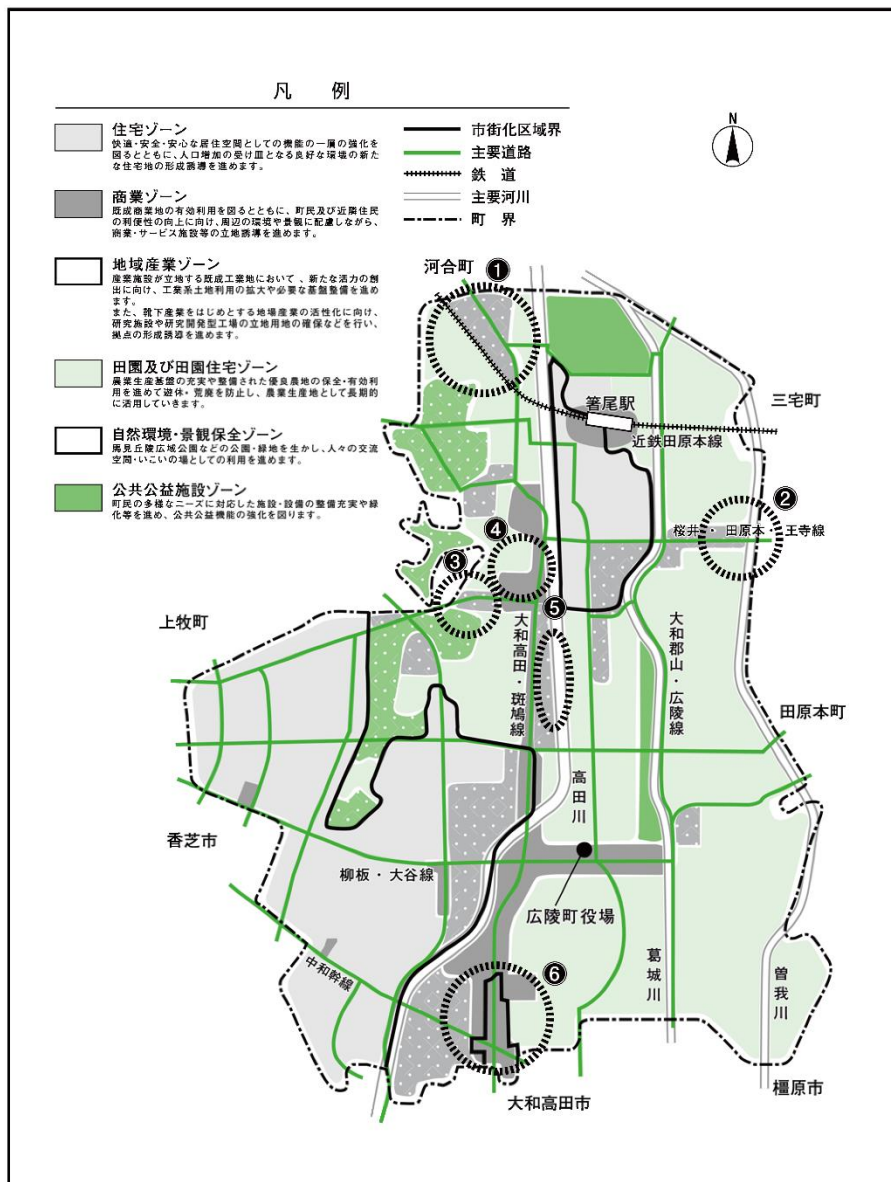


図 2-2 広陵町の土地利用構想図

(出典：広陵町第 4 次総合計画 後期基本計画)

(4) 空家の状況

1) 空家対策計画（2018年度—2027年度）

広陵町では、2018（平成30）年に町内における空家等に関する基本的な計画を総合的かつ計画的に推進するために「広陵町空家等対策計画」を策定しました。

「町、地域全体で空き家に関する管理意識の醸成・向上」「地域ニーズを活かした総合的な利活用」「安全・安心につながる除去・跡地活用」「多様な主体の連携・共同による推進体制」という4つの方向性のもとで、空家等対策に取り組んでいます。

表 2-2 全国・奈良県・広陵町の空家の推移

地域	年度	住宅総数	空き家					空家率	
			総数	内訳				空き家総数	その他の住宅
				二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅		
全国	平成20年度 (2008)	57,586,000	7,567,900	411,200	4,126,800	348,800	2,681,100	13.1%	4.7%
	平成25年度 (2013)	60,628,600	8,195,600	412,000	4,291,800	308,200	3,183,600	13.5%	5.3%
奈良県	平成20年度 (2008)	592,600	86,400	3,400	40,500	5,800	36,700	14.6%	6.2%
	平成25年度 (2013)	615,000	84,500	3,000	35,100	3,700	42,700	13.7%	6.9%
広陵町	平成20年度 (2008)	10,520	740	10	420	50	260	7.0%	2.5%
	平成25年度 (2013)	12,310	1,060	120	280	-	660	8.6%	5.4%

(出典：各年住宅・土地統計調査)

(注) 住宅・土地統計調査における空家の定義

二次的住宅：別荘や一時的に寝泊まりする住宅

賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅

売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅

その他の住宅：上記以外の方が住んでいない住宅（空家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

表 2-3 平成28年広陵町における空家判定結果

空家判定	調査件数	割合(%)	広陵東	広陵西	広陵北	真美ヶ丘第一	真美ヶ丘第二
空家等合計	206	23.2%	42	80	67	9	8
	100.0%		20.4%	38.8%	32.5%	4.4%	3.9%
判定困難	18	2.0%	4	12	0	1	1
家屋なし	116	13.1%	30	30	47	1	8
居住あり・使用中	506	57.0%	82	172	155	39	58
その他(調査対象外等)	42	4.7%	4	27	8	0	3
合計	888	100.0%	162	371	277	50	78

(出典：空家等実態把握調査)

(5) 教育機関の状況

1) 教育機関

現在、広陵町には小学校5校、中学校2校、高等学校1校、大学1校があります。

2) 畿央大学との産官学事業

町内唯一の大学である畿央大学は、理学療法士、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、保育士などの健康や教育分野、そして建築士などの建築やデザイン分野に特化した有資格者・専門家を育成している教育機関です。

広陵町は連携事業として「KAGUYA プロジェクト」を始動し、健康をめざすまちづくりと実践教育・研究を協働で進めています。これまで運動教室や介護予防、認知症予防などの健康増進に関する施策を実施しており、今後も講習会やイベントの開催を行う予定です。



図 2-3 介護予防リーダー育成講座の様子

(出典：畿央大学 HP)

【「KAGUYA プロジェクト」とは？】

広陵町と畿央大学が連携して、若者と高齢者が一丸となって世代を超えて皆さんが元気でいきいきと暮らせるまちづくりを目指す取り組みです。

畿央大学では運動教室や体力測定、介護予防、認知症施策などさまざまな健康増進のための施策や人材育成に取り組んでいます。

その大学と連携し、健康データの収集、調査などから広陵町の健康状況を「見える化」し、健康で長寿なまちづくりの施策に繋げていきます。

【取り組み】

- ・ 介護予防リーダー養成講座（介護予防リーダーKEEP）
「自助」と「互助」の観点から住民主体の介護予防における担い手の育成
- ・ 認知症の啓発、早期発見のためのアプリケーション開発
地域住民の方の「もの忘れに対する不安」を軽減するためにアプリを作成し、施策に繋げていきます。
- ・ 学生の健康支援、地域交流、社会参加（チーム TASK）

2.2 統計データから見た広陵町の現況

(1) 人口構造

1) 総人口・世帯数の推移

広陵町の人口は、1980（昭和55）年代前半からの真美ヶ丘ニュータウンの大規模な住宅開発を契機に、急激な増加を遂げてきました。2000（平成12）年の国勢調査では31,444人となり、以後3万人台でゆるやかな増加傾向をたどり、2015（平成27）年には33,487人となっています。

また、世帯数も増加傾向にあり、33,487（平成27）年には12,470世帯となっています。1980（昭和55）年と2015（平成27）年の世帯数を比較すると25年間で約8,000世帯増加しています。

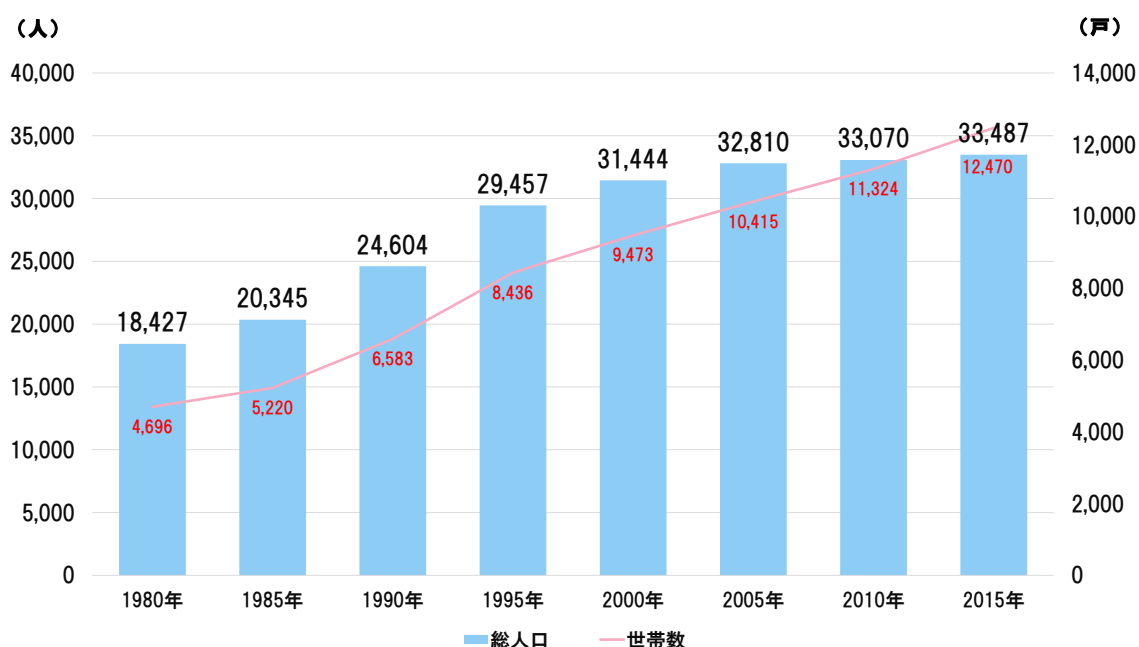


図 2-4 人口・世帯数の推移

(出典：国勢調査)

2) 年齢3区分別人口割合

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3つの年齢別の人口推移を見ると、生産年齢人口は、1995（平成7）年までは総人口の急増と同様の動きとなっていますが、その後ゆるやかに増加し、2005（平成17）年の22,134人がピークとなっています。

年少人口は4,000人台から5,000人台で推移し、1995（平成7）年に5,934人でピークを迎え、以降は減少傾向にあります。

老年人口は一貫して増加し続け、2010（平成22）年には6,335人となり、年少人口を上回りました。

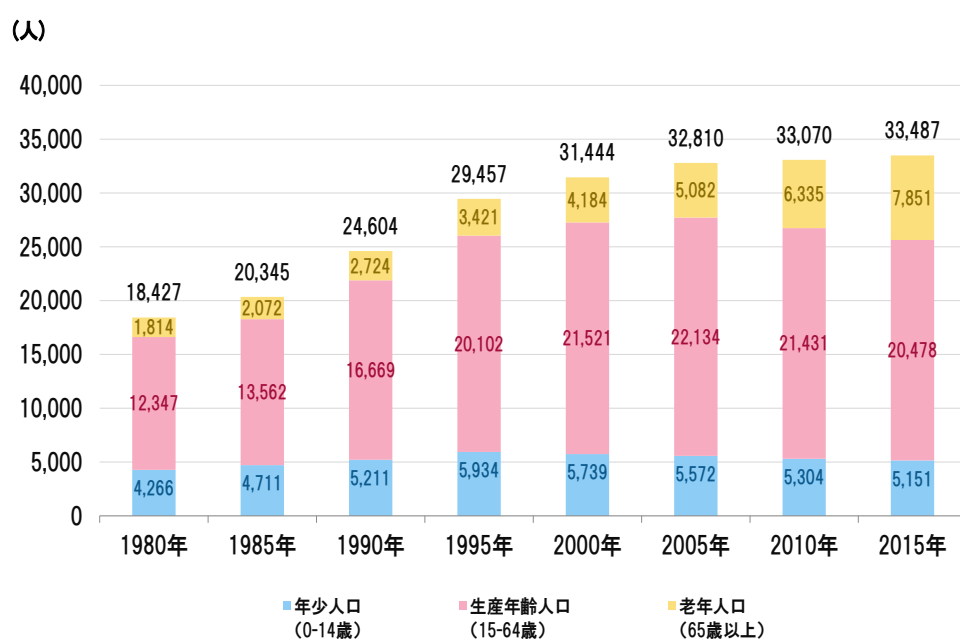


図 2-5 年齢3区分別人口

(出典：国勢調査)

3) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、広陵町の近年の人口は微増傾向にありますが、今後は減少傾向となることが予想されています。推計通り人口減少が続くと、2045(令和27)年には人口が3万人を下回ると見込まれています。これは1995(平成7)年の人口と同程度ですが、当時の高齢化率は11.6%であることから、人口数は同程度でも人口構成は大きく異なります。

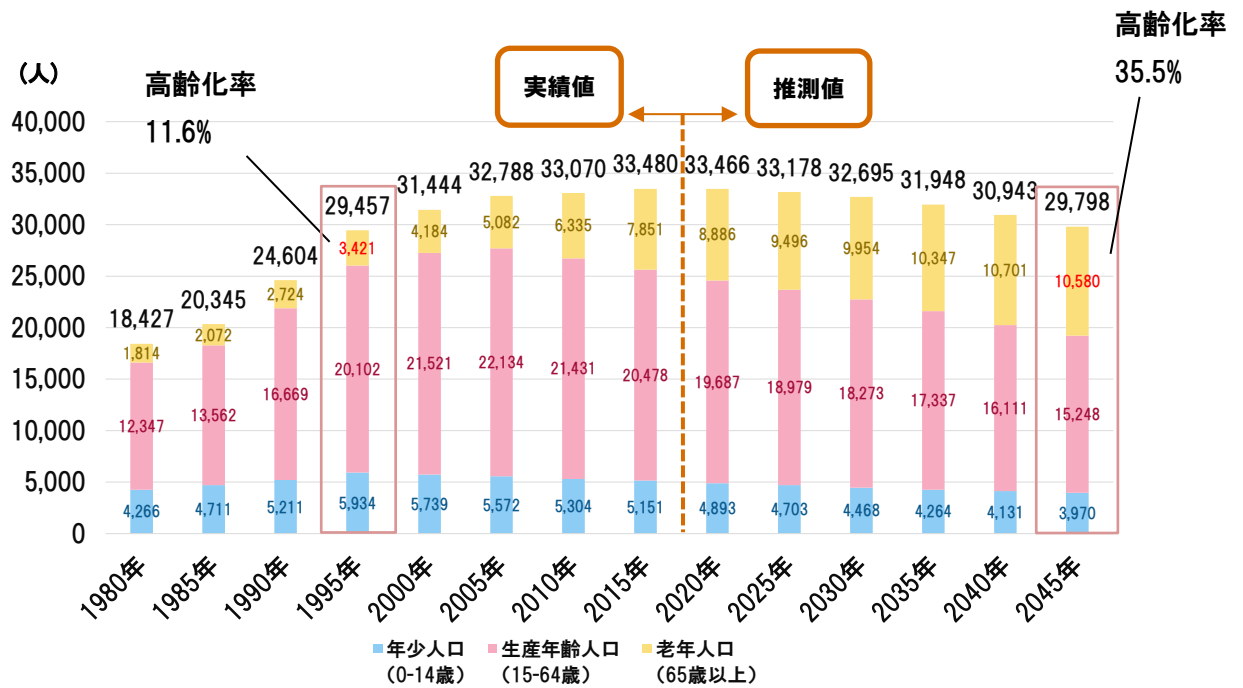


図 2-6 将来推計人口

(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

4) 昼夜間人口

2015（平成27）年における昼間人口は27,161人で、2010（平成22）年に比べて4,633人（1.7%）増加しました。また、夜間人口は33,487人で2010（平成22）年に比べて4,177人（1.2%）増加しています。この結果、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口）は81.1%となっています。

1995（平成7）年以降の推移を見ると、昼夜間人口比率は1995（平成7）年と2015（平成27）年比で2.7%増となっています。過去20年間では微増傾向にありますが、広陵町はやや市外に流出する傾向が見られ、真美ヶ丘ニュータウンの存在からもベッドタウンとしての特徴を示しているものと考えられます。

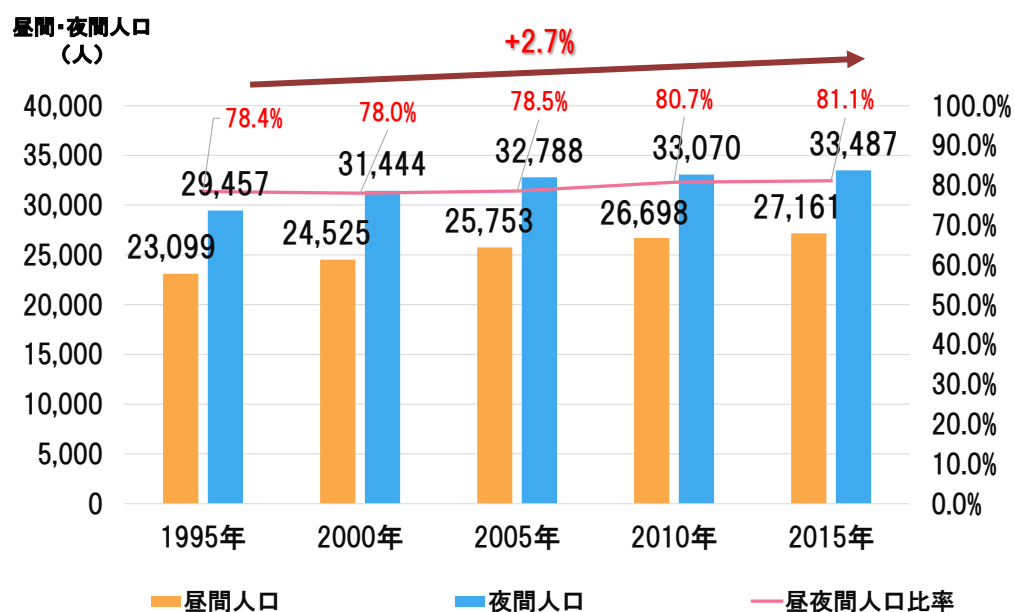


図 2-7 昼間・夜間人口の推移

(出典：国勢調査)

5) 流出人口

通勤・通学に伴う広陵町への流入人口は、1995（平成7）年から年々増加傾向にあります。流出人口が流入人口を常に上回っており、流出超過になっています。

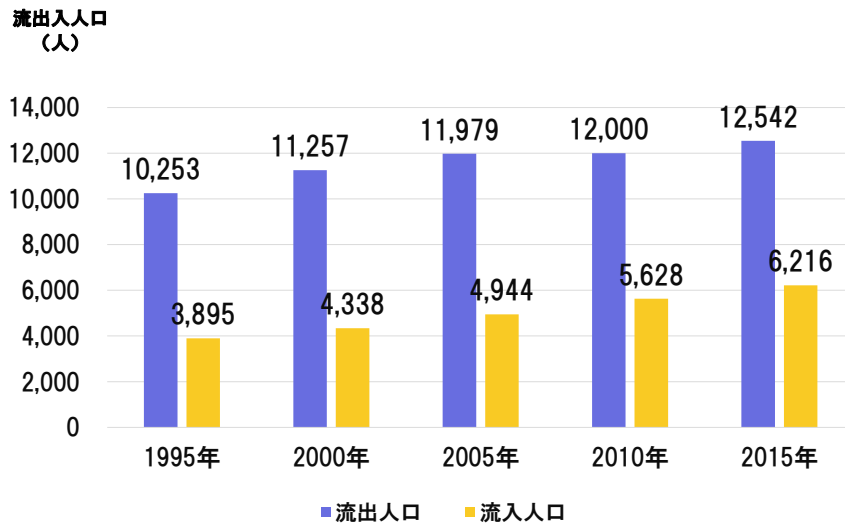


図 2-8 流出人口の推移

(出典：国勢調査)

広陵町から他市区町村への流出人口は、12,571人となっており、流出人口の主な内訳は橿原市の1,088人が最も多く、次いで大和高田市へ988人、奈良市へ911人となっています。また、他市区町村から広陵町への流入人口は6,194人となっており、流入人口の主な内訳は香芝市からの1,029人が最も多く、次いで大和高田市から825人、橿原市から567人となっています。

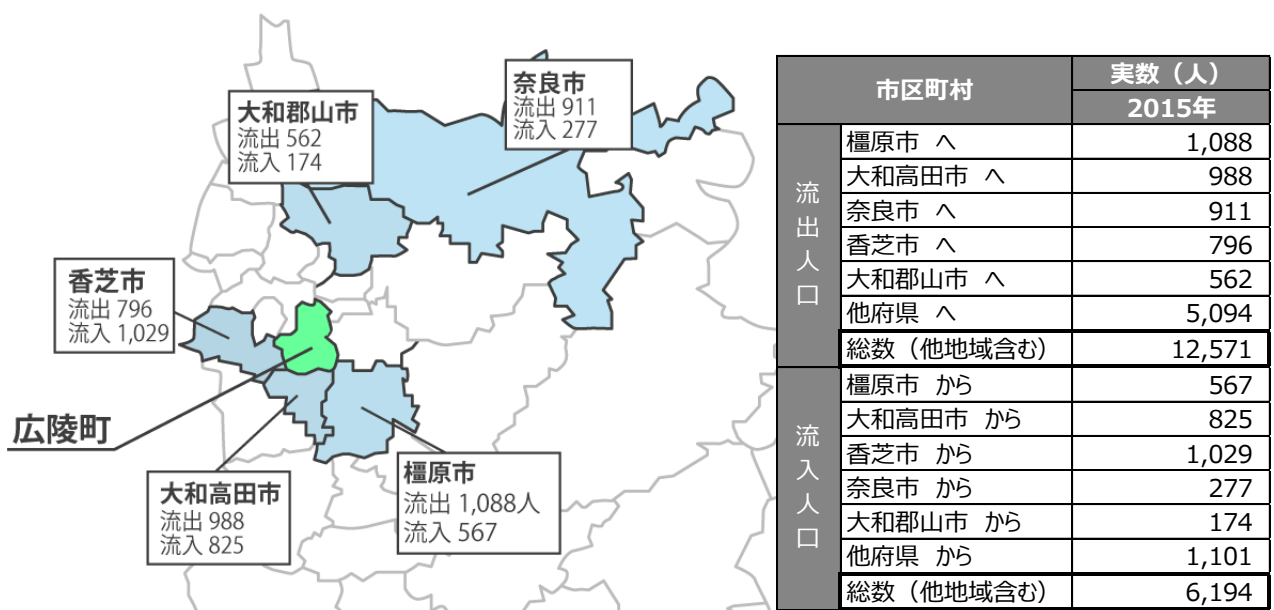


図 2-9 流出人口の内訳

(出典：平成27年国勢調査)

6) 15歳以上就業者の従業地別就業者数及び割合

広陵町の15歳以上の総従業者は、15,385人です。その内、広陵町で働く人は4,425人で全体の28.8%となっています。一方、広陵町外で働く人は10,714人で全体の69.6%となっており、働き手の多くが町外へ流出していることがわかります。

広陵町の15歳以上の総従業者=15,385人

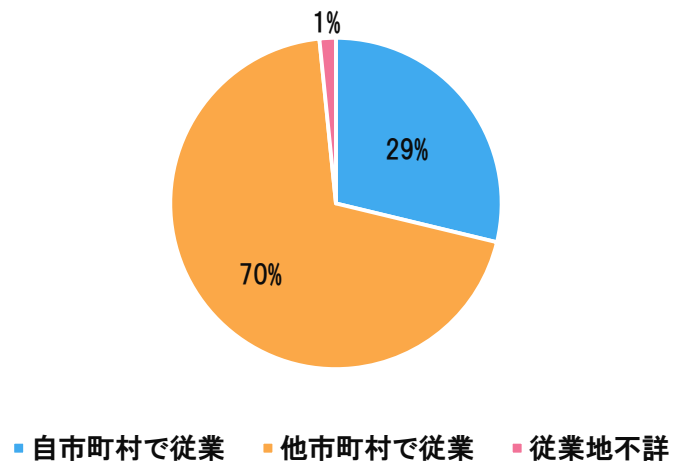


図 2-10 15歳以上就業者の従業地別就業者数及び割合

(出典：平成27年国勢調査)

(2) 産業構造

1) 町内の従業者規模別事業所数と従業者数

町内の事業所数・従業者数を従業者別規模で見ると、従業者数300人未満の事業所が全体の約99%、従業者数300人未満の事業所で働く従業者が100.0%となっています。このように町内に立地する事業所のほとんどが中小企業となっています。

表 2-4 従業者規模別事業所数と従業者数

	事業所数			従業者数		
	実数	構成比		実数	構成比	
総数	1,128	100.0%	100.0%	9,687	100.0%	100.0%
1～4人	664	58.9%	99.40%	1,516	15.6%	100.0%
5～9人	231	20.5%		1,518	15.7%	
10～29人	167	14.8%		2,662	27.5%	
30～49人	32	2.8%		1,234	12.7%	
50～99人	17	1.5%		1,187	12.3%	
100～299人	10	0.9%		1,570	16.2%	
300人以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
出向・派遣従業者のみ	7	0.6%	0.6%	0	0.0%	0.0%

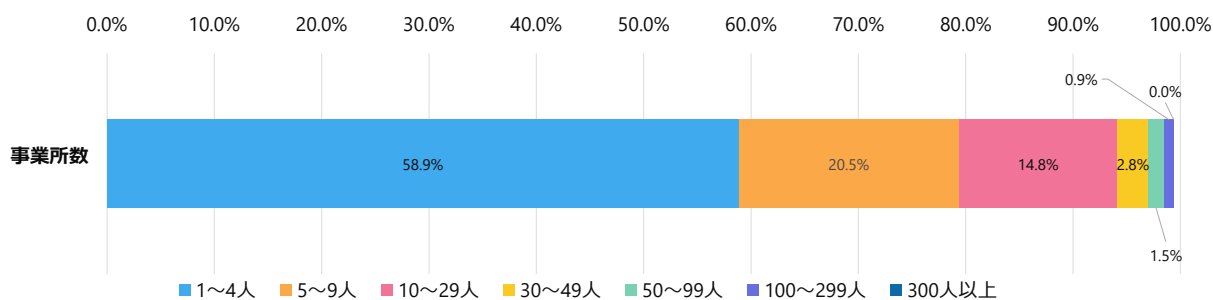


図 2-11 町内の従業者規模別事業所数の割合

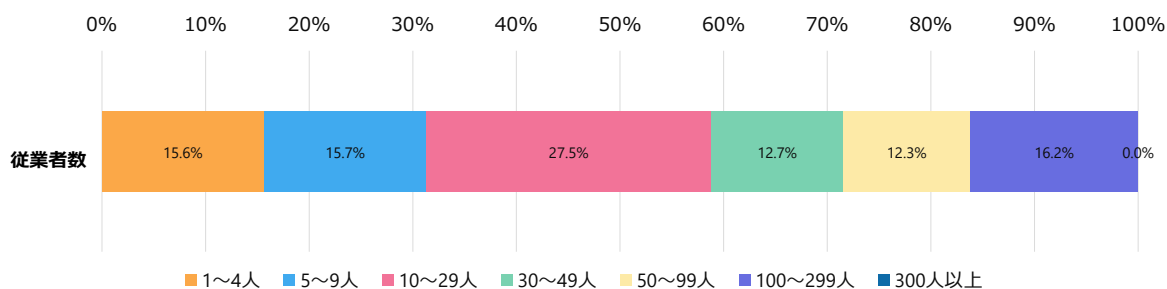


図 2-12 町内の従業者規模別従業者数の割合

(出典：平成26年経済センサス基礎調査)

2) 産業分類別事業者数・従業員数の割合

2016（平成28）年度における産業別事業所数では、「卸売業、小売業」が250事業所（全産業の23.1％）と最も多く、次いで「製造業」が241事業所（同22.3％）、「建設業」が108事業所（同10.0％）となっており、これらの上位3産業で全産業の約5割を占めています。

従業員数を見ると、「製造業」が2,495人（全産業の27.3％）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が1,814人（同19.8％）、「医療、福祉」が1,221人（同13.3％）を占めており、これらの上位3産業が全産業の約6割を占めています。

表 2-5 産業大分類別事業所数・従業員数

産業大分類	事業所数	従業員数
農林漁業	4	18
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	108	696
製造業	241	2,495
電気・ガス・熱供給・水道業	1	43
情報通信業	5	13
運輸業、郵便業	13	273
卸売業、小売業	250	1,814
金融業、保険業	5	65
不動産業、物品賃貸業	36	111
学術研究、専門・技術サービス業	33	116
宿泊業、飲食サービス業	107	1,006
生活関連サービス業、娯楽業	80	441
教育、学習支援業	27	443
医療、福祉	81	1,221
複合サービス事業	12	87
サービス業(他に分類されないもの)	79	310
合計	1,082	9,152

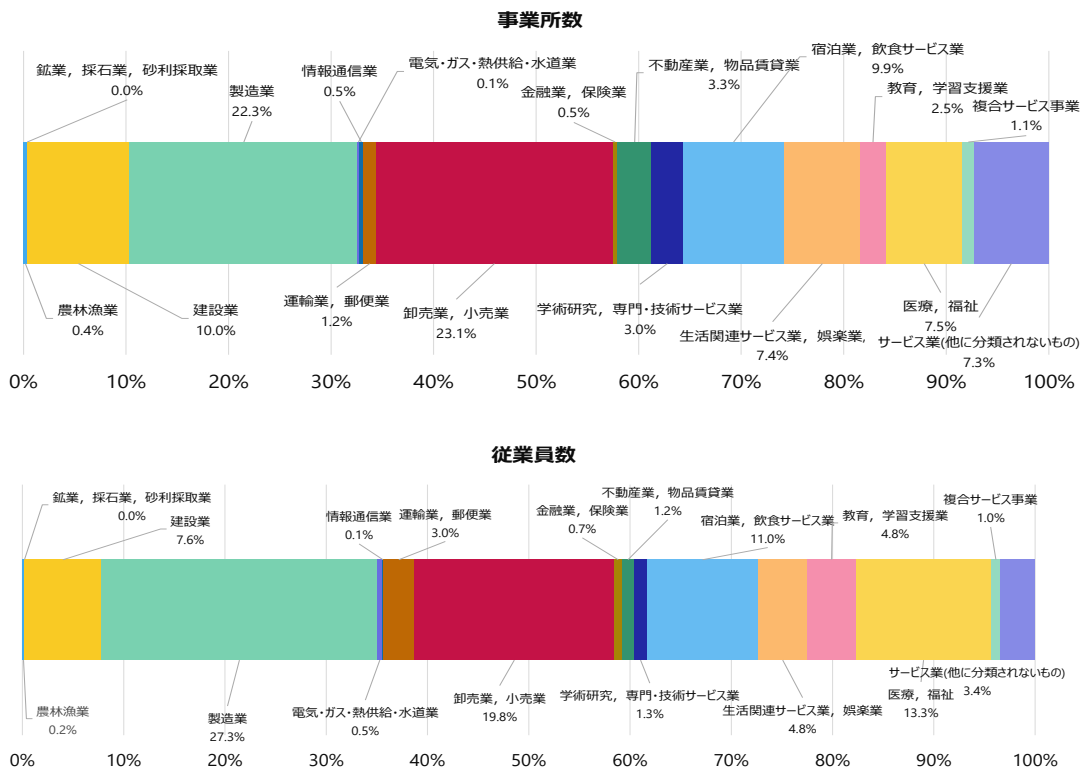


図 2-13 産業大分類別事業所数（上）および従業員数（下）

（出典：平成28年経済センサス活動調査）

3) 事業所の新設・廃業

新設事業所数では、ほとんどの産業において2009（平成21）年から2012（平成24）年にかけて新設数は減少しているものの、2014（平成26）年には増加に転じています。2014（平成26）年では、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」の順に新設数が多くなっています。

廃業事業所数では、多くの業種で減少傾向となっています。「卸売業・小売業」については、他の業種に比べて廃業数が多くなっています。

（事業所）

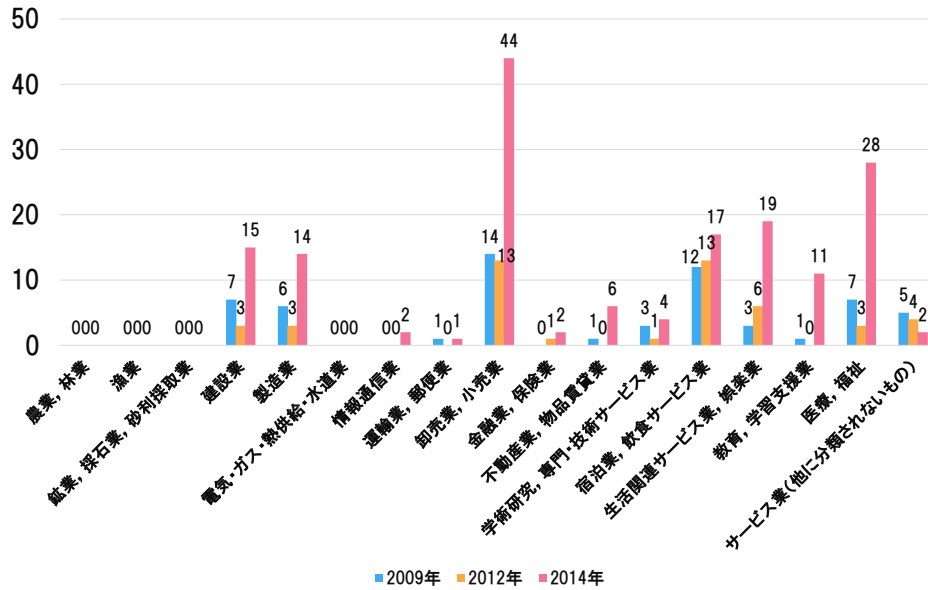


図 2-14 新設事業所数

（事業所）

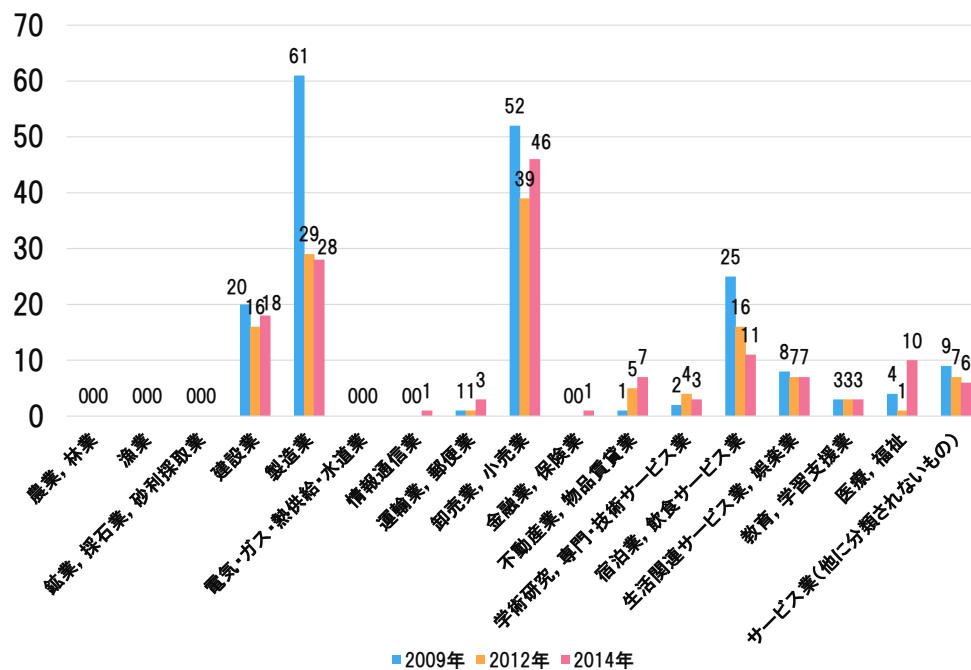


図 2-15 廃業事業所数

（出典：経済センサス）

【広陵町 中小企業・小規模事業所実態調査】

広陵町では中小企業・小規模企業振興の現状をより具体的に把握するために2017年1月に広陵町中小企業・小規模事業所実態調査を実施しました。町内事業所855件に調査票を配布し、556件から回答が得られました。(回収率65.0%)

●従業員規模

町内事業所のほとんどが中小企業になっていますが、中でも従業員が10人以下の経営規模の小さな事業所が約8割を占めています。

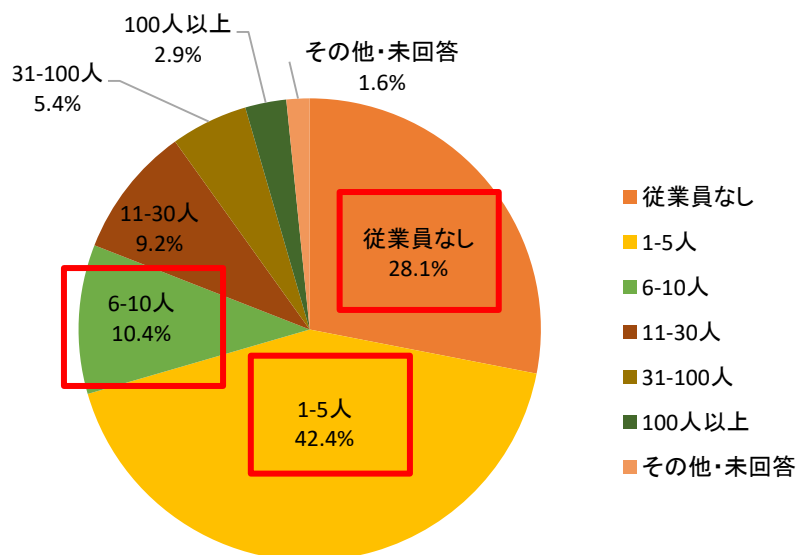


図 2-16 従業員数規模の割合

●町内事業所の売上高の動向

町内事業所の売上高の動向は、「やや減少」および「大幅に減少」と回答した事業所を合わせて45.2%となっており、半数近くの事業所で売上高が減少しています。

表 2-6 町内事業所の直近3年間の売上高の動向

直近3年間の売上高の動向		
大幅に増加	11	2.0%
やや増加	100	18.0%
横ばい	175	31.5%
やや減少	155	27.9%
大幅に減少	96	17.3%
不明・未回答	19	3.4%
総計	556	100.0%

●売上高増減の要因

売上高増加の要因としては、「販路・市場の拡大」「設備等の新設・更新」「人材確保・教育の成功」の順で多く回答されています。

一方、売上高減少の要因としては、「販路・市場の縮小」「同業他社との競争激化」「販売単価の下落」の順で多く回答されています。

表 2-7 町内事業所の売上高増加・減少要因

売上高増加要因		
新製品・サービスの開発	18	15.0%
新規事業	13	10.8%
販路・市場の拡大	42	35.0%
設備等の新設・更新	25	20.8%
業務手順・手法の見直し	12	10.0%
人材確保・教育の成功	21	17.5%
資金調達の成功	4	3.3%
同業他社の減少	17	14.2%
施策の利用	3	2.5%
その他	10	8.3%
総計	165	137.5%
有効回答数	120	100.0%

売上高減少要因		
販売単価の下落	66	23.7%
販路・市場の縮小	102	36.6%
設備等の老朽	22	7.9%
コストの増加	46	16.5%
人材確保・教育の困難	28	10.0%
事業範囲の縮小	38	13.6%
事業所の減少	16	5.7%
同業他社との競争激化	86	30.8%
資金調達の困難	18	6.5%
その他	28	10.0%
総計	450	161.3%
有効回答数	279	100.0%

● 運転資金と補助金制度について

「運転資金は十分か」に対して「はい」が48.0%、「いいえ」と回答した人が43.7%となりました。

表 2-8 運転資金について

運転資金は十分か		
はい	267	48.0%
いいえ	243	43.7%
不明・未回答	46	8.3%
総計	556	100.0%

広陵町が実施している各種補助金制度の利用については、約7割以上の方が「知らない」と回答しています。

表 2-9 広陵町中小企業設備投資促進補助金の利用状況について

広陵町中小企業設備投資促進補助金		
利用した	12	2.2%
利用中	1	0.2%
知っているが利用経験なし	139	25.0%
知らない	376	67.6%
不明・未回答	28	5.0%
総計	556	100.0%

表 2-10 広陵町企業立地優遇制度の利用状況について

広陵町企業立地優遇制度		
利用した	9	1.6%
利用中	1	0.2%
知っているが利用経験なし	117	21.0%
知らない	404	72.7%
不明・未回答	25	4.5%
総計	556	100.0%

アンケートから見える問題点

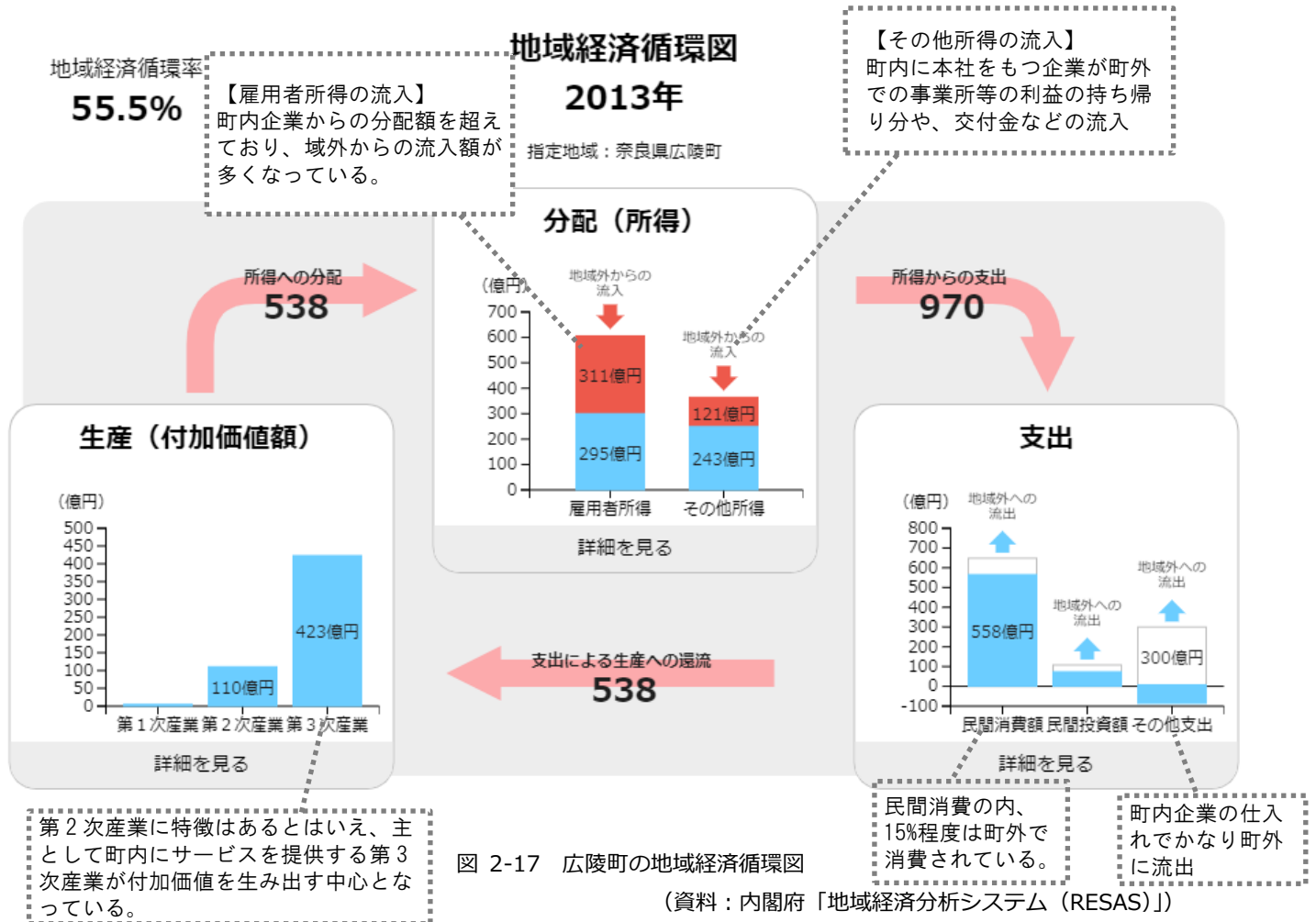
広陵町の事業所のほとんどが中小企業であり、その中でも従業員10人以下の事業所が多くの割合を占めています。売上高の動向については半数近くが減少傾向にあると回答しており、その要因に販路・市場の縮小や同業他社との競争激化などが挙げられています。調査結果から、こうした外部環境の変化に対応できる経営基盤の体制が整っていないことがうかがえます。

(3) 経済状況

1) 地域経済循環

地域経済循環図における地域経済循環率は、地域住民・企業等が稼いだ所得が、地域内でどの程度支出されているかを表す指標です。

広陵町の地域経済循環率は、55.5%と低くなっています。このことからベッドタウンによく見られるような、他地域から流入する所得に対する依存度が高いという特徴があります。



【地域経済循環とは？】

「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）と分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示しています。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高いと言えます。「地域経済循環図」では、地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を示しており、地域の付加価値額を増やし、地域経済の好循環を実現する上で改善すべきポイントを検討することができます。

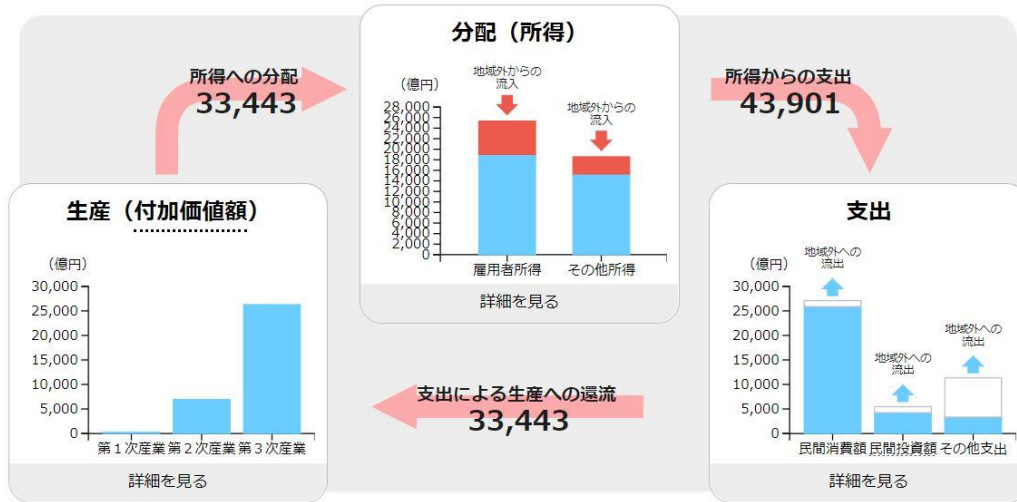
【参考：近隣自治体の地域経済循環図】

・奈良県

地域経済循環率
76.2%

地域経済循環図
2013年

指定地域：奈良県

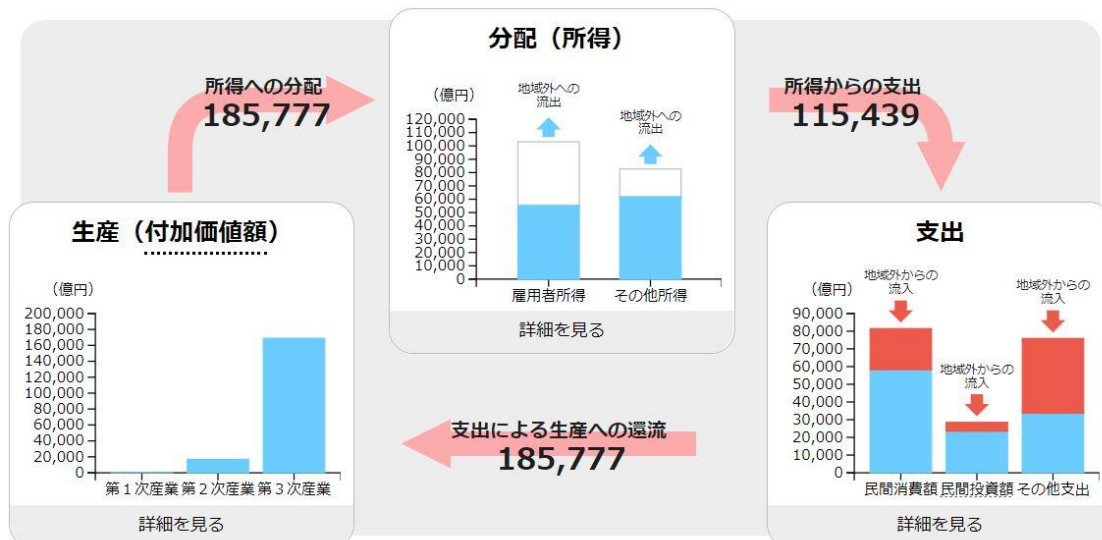


・大阪市

地域経済循環率
160.9%

地域経済循環図
2013年

指定地域：大阪府大阪市



2.3 ワークショップ結果から見た中小企業・小規模企業の現況

本計画の策定にあたり、町内の事業者の意見を取り入れ実効力のあるものにするため、ワークショップを開催しました。計5回のワークショップで町内事業所との意見交換を行うなかで見えてきた広陵町の現状を下記にまとめます。

1) 人材について

人口減少や高齢化については、各事業者で実感されています。また、新たな人材の雇用を試みるも、募集をかけても想定通りに人材を確保することが困難となっており、特に若い世代の確保が難しい状況となっています。さらに、人材を確保しても長続きしないことを問題視している事業所も見られました。また、多様な人材確保に努める意向はあるものの、受け入れの制度や環境整備が障壁となっています。

2) 経営基盤について

資金面では、補助金のメニューがわからない、あるいは補助金取得のハードルが高い（または制約が多い）と感じている事業所が見られました。その一方で、補助金政策の推進自体に疑問を持つ事業所も多くみられ、中小企業・小規模企業による事業計画の策定や販路開拓に向けたマーケティング強化など、自助努力の必要性についての意見があがりました。

また、都市計画上の規制によって新たに工場が建てられる場所が少なく、新規事業展開を図りにくいという意見が挙がりました。

3) 地域内連携について

地域内の連携を重要視する事業所が多く見られるものの、そもそも地域内にどのような企業があるのかがわからない、連携しようにもその方法がわからないといった状況がわかりました。教育機関との連携も、その取り組みは見られるものの、数は多くない状況です。また、連携を進める上では、各事業所の技術流出のリスクが障壁となることがわかりました。

4) 地域内経済循環について

多くの事業所から、広陵町内の商品やサービスにどのような付加価値があるのかわからないといった意見が挙がりました。また、商業地が少なく、地域に商品があっても地域内で販売しにくいという状況がわかりました。仮に地域資源を活用するとしても、価格の面で経済合理性を確保できるのかという疑問も浮かび上がりました。

2.4 中小企業・小規模企業振興に関わる既存施策

下記の表は、各支援主体別の中小企業振興施策を一覧にまとめたものです。商品開発や事業規模拡大に関する施策が実施されていますが、制度の認知度の低さや手続きの煩雑さが問題として挙がっています。

支援主体	施策名	施策内容	問題点
町	広陵町中小企業債務保証補給	債務保証に係る保証料の一部補助	・小口簡易資金等は、利息と保証料が必要となり、利用頻度が低い
	広陵町中小企業設備投資促進補助金	設備投資に係る費用の一部補助	・補助金申請手続き承認後に対応するための人材がない ・対象設備が限定的である ・新製品を製造する機械が対象なので完成品を製造していない企業は申請が難しい
	先端設備等導入計画の認定	補助金申請の加算、固定資産税減免	・補助金制度を知っている企業が少ない
	広陵町企業立地優遇制度	固定資産税免税（3年） 雇用等の奨励措置	・県内で商業対象は広陵だけ ・立地後工場を拡大するとき、農地等が問題になる
国	ものづくり補助金	中小企業が取り組む、革新的なサービスや試作品開発にかかる経費を補助	・新製品を製造する機械が対象なので完成品を製造していない企業は申請が難しい
	キャリア形成促進助成金	雇用する労働者に対して職業訓練等を計画に沿って実施した場合、期間中の賃金を一部助成	・助成金申請の手続きの煩雑さと事後管理に手間がかかる ・内職先が高齢化のため激減しており、現状外国人研修生で対応している
	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を助成する	・小規模事業者では、量の確保が困難

支援主体	施策名	施策内容	問題点
商工会	ビジネスマッチングなら	百貨店等量販店、 BtoB のマッチング	・展示会費用の負担が多い ・販路を開拓する人材が不足している
	県・他中小企業団体主催展示会紹介	—	・地域内の異業種との交流がない ・海外市場への参入がない
	創業塾開催又は個別支援	—	・創業に対する行政支援が少ない
	ものづくり、持続化補助金申請時に事業計画作成を支援	—	・補助金獲得のための事業計画作成が多い
	贈与税、相続税特別措置法の広報	—	
	専門家派遣により個別対応	—	・親子関係の場合が多く、感情が入り継続的な支援ができていない

第3章

広陵町中小企業・小規模企業振興における 課題の設定

3.1 広陵町の中小企業・小規模企業の現況と課題

(1) 広陵町の中小企業・小規模企業の課題の整理

前述の現状を受けて、町内中小企業・小規模企業における課題を次のとおり整理しました。

1) 人材に関する課題

広陵町における人口推移を見ると、増加傾向が続いていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2020年以降減少に転じることが見込まれています。さらに、広陵町内で実施した中小企業・小規模企業向けのアンケート調査「広陵町 中小企業・小規模事業所実態調査」（以下、アンケート調査）によると、多くの事業者が「人材の確保」を課題として挙げています。また、中小企業・小規模企業が国や奈良県、広陵町に希望する施策についても、雇用に対する支援への需要が高いことがわかりました。

また、ワークショップで挙げた意見からも人材の確保に苦労している企業や、人材を確保できても長続きしない状況が多く見られ、各企業の取り組みのみでは解決できない現状が明らかとなりました。

そのため、町内の中小企業・小規模企業への就職率の増加と、事業継続のため、人材確保対策を行う必要があります。

2) 経営基盤に関する課題

アンケート調査によると、業種全般を通して約半数の事業主が売上高・経常利益が減少したと回答しています。その要因として「販路・市場の縮小」や「同業他社との競争激化」が挙げられています。また、事業を開拓していく上で必要となる運転資金については、現状不十分だと回答した事業主が43.7%となっています。

こうした現状から脱却するには、各企業が具体的な経営計画を策定し、自主的な努力をしてくるとともに、行政などの関係者が連携しながら、マーケティングを通じた販路開拓を進め、競争力の強化を推進できる環境づくりを行うことが必要です。

3) 地域内連携・交流に関する課題

企業間の連携は、生産性の向上により経常利益が増加することや、各企業の強みが活かされることによる新製品の開発などのメリットがあり、中小企業・小規模企業の活性化には必要な要素です。ワークショップでは、地域内や企業間の連携に対して意欲的な企業も見られたものの、実態としてはそのような場所や機会がなく、取り組みがなされていないことがわかりました。

中小企業・小規模企業は、経営課題の解決に際しては自らの努力だけでは限界があります。地域内の企業間連携だけではなく、産学官連携も視野に入れ、関係機関などが横断的に連携を強化し、総合的な観点から中小企業・小規模企業を支援していく環境をつくる必要があります。

4) ブランド力の強化に関する課題

2013（平成25）年度の地域経済循環率は55.5%になっており、町内で経済が十分に循環しておらず、他地域から流入する所得への依存度が高い状況であることがわかりました。これに関連して、ワークショップでは広陵町にある地域資源が十分に活かされておらず、商品やサービスの開発等の取り組みを町全体で行うべきではないかという意見が挙がりました。

地域内の資源をもう一度見直し、それぞれの強みを生かした地域資源のブランディング事業への取り組みを行う必要があります。

5) 町内外に対する情報発信に関する課題

ワークショップにおいて、「町内にどんな特色のある企業があるかわからない」などといった意見があり、中小企業・小規模企業の魅力や特徴について、町内外に対する情報発信の不足が意見として挙がりました。また、町内の事業主からは、県や町による補助金制度等の情報提供の充実が要望として挙げられました。このようにあらゆる側面に対する情報発信やPRが不足していることがわかりました。

人材確保のための町内企業の広報およびPRや、町内の商品・サービスの魅力をより知ってもらい、より使ってもらうための町内外の住民や企業に向けた情報発信が必要です。また、広陵町の中小企業・小規模企業に対するさまざまな支援制度に関する情報提供を行う必要があります。

【参考：町内事業所の人材に関する現況】

- ・2017年1～3月に行った「広陵町中小企業・小規模事業所実態調査」結果では、「今後強化したい点」として最も多く挙げた項目は「人材」でした。
- ・一方で、正社員の求人予定では、「(求人) 予定なし」と回答した事業所が63.5%で最も高い割合となっています。派遣社員・アルバイト等の求人予定についても「(求人) 予定なし」と回答した事業所が58.3%で最も高い割合となっています。

表 3-1 企業・事業所の強みおよび今後強化したい点

企業・事業所の強み			強化したい点		
経営戦略・企画力	44	7.9%	経営戦略・企画力	88	15.8%
市場開拓・販路開拓	48	8.6%	市場開拓・販路開拓	144	25.9%
製品・サービス開発力	80	14.4%	製品・サービス開発力	89	16.0%
商品価値向上	63	11.3%	商品価値向上	57	10.3%
自社ブランド	59	10.6%	自社ブランド	61	11.0%
技術・精度・品質	194	34.9%	技術・精度・品質	102	18.3%
迅速さ・納期・スピード	156	28.1%	迅速さ・納期・スピード	68	12.2%
価格競争力	63	11.3%	価格競争力	43	7.7%
細やかな対応	272	48.9%	細やかな対応	104	18.7%
業務効率・作業効率	43	7.7%	業務効率・作業効率	75	13.5%
IT活用	21	3.8%	IT活用	49	8.8%
知名度	72	12.9%	知名度	65	11.7%
情報収集・分析	24	4.3%	情報収集・分析	50	9.0%
事業の多角化	21	3.8%	事業の多角化	48	8.6%
連携・ネットワーク	44	7.9%	連携・ネットワーク	48	8.6%
人材	80	14.4%	人材	145	26.1%
教育・訓練	27	4.9%	教育・訓練	55	9.9%
後継者づくり	32	5.8%	後継者づくり	76	13.7%
施策の利用	5	0.9%	施策の利用	20	3.6%
広陵町へのこだわり	38	6.8%	広陵町へのこだわり	41	7.4%
その他	14	2.5%	その他	12	2.2%
総計	1400	251.8%	総計	1440	259.0%
有効回答数	556	100.0%	有効回答数	556	100.0%

表 3-2 町内企業・事業所の求人予定

正社員の求人予定		
予定なし	353	63.5%
1人	62	11.2%
2-3人	53	9.5%
4-5人	4	0.7%
6人以上	3	0.5%
不明・未回答	81	14.6%
総計	556	100.0%

派遣社員・アルバイト等の求人予定		
予定なし	324	58.3%
1人	67	12.1%
2-3人	49	8.8%
4-5人	8	1.4%
6人以上	7	1.3%
不明・未回答	101	18.2%
総計	556	100.0%

(出典：広陵町中小企業・小規模事業所実態調査結果)

第4章

基本理念と方針

4.1 広陵町中小企業・小規模企業振興計画のビジョンと基本理念の設定

第3章での課題を受けて、本計画では5つの基本方針をもとに、推進施策を実施し、中小企業・小規模企業の成長・発展を図ります。広陵町の中小企業・小規模企業が抱える課題の解決のために、本計画では「ひと」「働く場」「ネットワーク」「ブランド」「情報発信」の5つのキーワードに着目し、中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを推進します。

そこで、本計画では、「**がんばる企業が集まるまち、広陵町**」をビジョンとして掲げます。広陵町では人とモノとお金が現在より循環していて、多様な企業が集まり、多様な主体が連携しあいながら成長・発展している状態を将来像として掲げます。

その将来像を達成するために、柔軟性のある支援環境をつくっていき、中小企業・小規模企業が抱える課題について、「ひと」「働く場」「ネットワーク」「ブランド」「情報発信」をキーワードに基本理念を設定し、施策の展開を図ります。

広陵町中小企業・小規模企業振興計画ビジョン

“がんばる企業が集まるまち、広陵町”



基本理念 1	ひと 多様な人材を確保し、後継者を見据えた育成ができる環境を整えていきます。
基本理念 2	働く場 事業を円滑に発展させるため、各種制度の情報発信と労働環境の整備を行います。
基本理念 3	ネットワーク 中小企業の競争力を高めるため、企業間・地域内連携を推進します。
基本理念 4	ブランド 町全体のブランド力向上に関わる施策を推進します。
基本理念 5	情報発信 町内中小企業に関するあらゆる側面において情報発信を強化していきます。

4.2 広陵町中小企業・小規模企業振興計画の基本方針の設定

基本理念「がんばる企業が集まる町、広陵町」のビジョンに基づき、「ひと」「働く場」「ネットワーク」「ブランド」「情報発信」の5つの基本理念を踏まえて、基本方針を定めます。

(1) 人材の確保・育成に関する支援

近年、広陵町の人口は増加傾向にありますが、将来的には人口減少が進んでいくと予想されています。また、広陵町内で働く人材について、各事業者は若い世代を中心とした人材の確保に苦戦している状況にあり、人材確保は重要な課題となっています。後継者についても半数以上の事業所が未定となっており、廃業の可能性がある企業が存在しています。

このようなことから、「人材の確保・育成に関する支援」を本計画の基本方針の1つとして定めます。

(2) 経営基盤の強化

広陵町の中小企業・小規模企業では、半数近くの事業所で「売上高の減少」や「運転資金の不足」を問題として挙げており、経営基盤の強化が課題となっています。ワークショップでは販路拡大に向けたマーケティング戦略の確立や事業計画の策定等の必要性があるという意見が挙がりました。

こうした状況を脱却するためには、町内の「がんばる企業」の新商品の開発や販路開拓を推進し、経営に関わる基盤や体制を整えていくことが必要です。

このようなことから、「経営基盤の強化」を本計画の基本方針の1つとして定めます。

(3) 地域間連携の強化

広陵町の主産業である製造業ではOEM生産が主となっており、関連企業とのつながりはあるものの、異業種間の連携や交流の機会がほとんどないことが問題となっています。また、広陵町に高校・大学があるものの、産官学連携による取り組みは少ない状況です。中小企業・小規模企業の製造品やサービスの研究開発を推進し、さまざまな連携の中からイノベーションを生み出したり、相乗効果を図っていく必要があります。

このことから、「地域間連携の強化」を本計画の基本方針の1つとして定めます。

(4) ブランド力の強化

広陵町では地域経済循環率が低いことから、広陵町で経済が循環していないことが課題となっています。広陵町の経済を循環させるためには、広陵町での生産・投資・消費を高め、企業や雇用者が稼いだ所得を広陵町に循環させることが必要です。そのためには地域に存在する魅力を掘り起こし、地域資源を活かした商品・サービスの開発等に取り組み、郷土愛や地域への愛着の醸成のためにブランド力を強化していくことが必要です。また、「働く人や企業に選んでもらえるまち」を目指すため、町内問わずまち全体のイメージを向上させることが必要です。

このことから、「ブランド力の強化」を本計画の基本方針の1つとして定めます。

(5) 情報発信の強化

本計画策定のためのワークショップにて、人材確保や地域内消費に対する情報発信の弱さや支援制度の認知度の低さが問題として挙げられました。広陵町内外向けに中小企業・小規模企業のもつ魅力や特徴を発信することによって、人材の確保や地域内経済の活性化、さらには新規事業展開につながることを期待できます。

このことから、「**情報発信の強化**」を本計画の基本方針の1つとして定めます。

第5章

広陵町中小企業・小規模企業振興に向けた施策

5.1 施策の考え方

広陵町の現況整理から見える課題、そしてワークショップを通して分かった事業者のみなさんが感じている課題を踏まえて、広陵町中小企業・小規模企業振興計画では前章の5つの基本方針により施策の展開を図ります。

考え方

本計画では、「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に則り、「人材の確保・育成に関する支援」「経営基盤の強化」「地域間連携の強化」を中小企業・小規模企業に対する直接的な施策方針として掲げています。さらに、ワークショップで多くの事業者が提案した「ブランド力の強化」を基本方針として掲げており、広陵町全体としてのブランド力向上を図ります。そして、すべての項目で課題となった「情報発信の強化」を5つの基本方針の核として掲げ、「**広陵町の地域内経済の活性化**」を促し、「**広陵町内の企業の持続的な発展**」を目指します。

本計画では、基本方針で考えられるアクションプランの方向性を定めます。より具体的なアクションプランについては、平成31年度に立ち上げる「広陵町中小企業・小規模企業振興会議」および課題別小委員会が中心となって、検討・実行します。

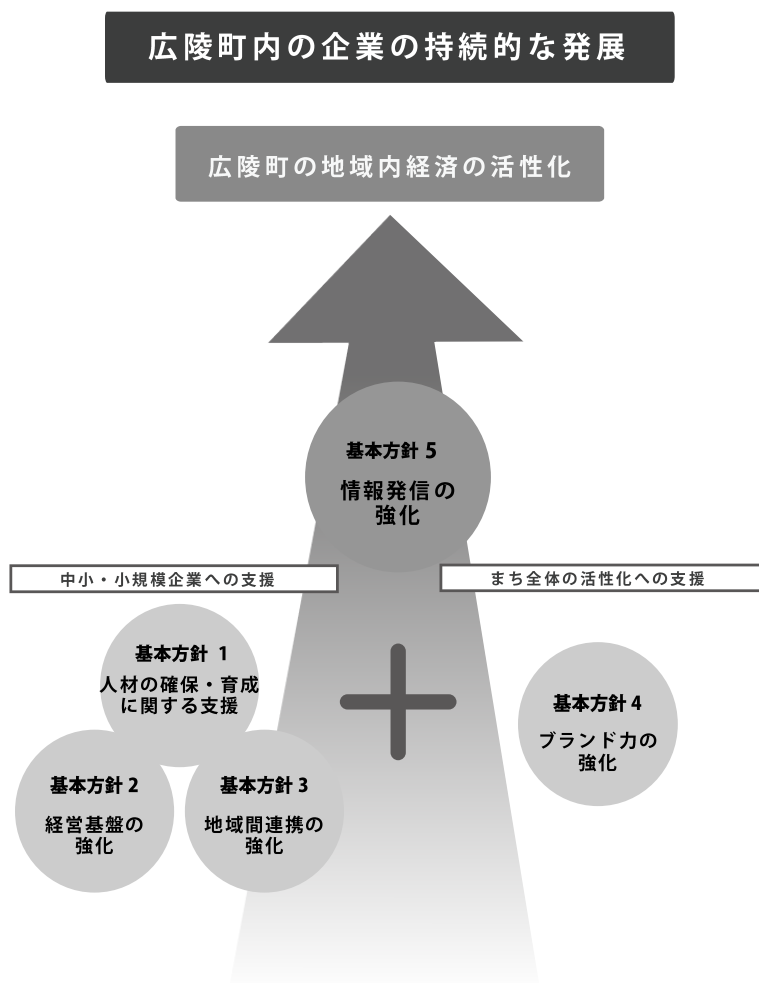


図 5-1 広陵町中小企業・小規模企業振興計画の施策の考え方

5.2 広陵町中小企業・小規模企業振興に向けた施策

基本方針1 人材の確保・育成に関する支援

人口減少時代を迎える中、労働人口の減少が大きな課題となっています。広陵町で働く担い手を確保するために、若年者や高齢者、女性、外国人、障がい者など、さまざまな人が活躍し、町内で安心して働くことができるように、環境整備・人材育成に関する支援を行います。

【考えられる施策】

①人材確保に関する支援

- 1) 小・中学生を対象とした職場体験学習の充実
- 2) 企業支援を行う「プロ人材」の確保
- 3) 高校生・大学生を対象としたインターンシップ制度の充実
- 4) 地域人材の活用によるマッチング事業
- 5) 外国人労働者の住環境整備

など

②人材育成に関する支援

- 1) 後継者育成塾やセミナーの開催
- 2) 商品プロデューサーの育成
- 3) 起業家のためのコンペの開催と支援制度

など

③多様な働き方の推進

- 1) IU ターン者を含めた移住者に対する支援制度
- 2) 女性が働きやすい環境整備
- 3) 定年退職者への就労促進

など

【目標値の設定】

成果指数	実績	数値目標				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
25歳～49歳の女性の就業率	64.8%	66%	67%	68%	69%	70%
インターンシップ受入れ事業者数	-	2	2	2	2	2

基本方針 2 経営基盤の強化

新商品開発や販路開拓を意欲的に行う「がんばる企業」を支援するため、事業計画の策定や販路開拓に向けた支援など経営に関する点をサポートします。

【考えられる施策】

- 1) 設備投資促進補助金の見直し
- 2) 債務保証補給金の見直し
- 3) 産業総合振興機構の設立
- 4) 中小企業経営に関するセミナーや勉強会等の機会の創出
- 5) 企業立地促進条例の推進
- 6) 空き家等の再生支援事業

など

【目標値の設定】

成果指数	実績	数値目標				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
経営革新計画承認企業数	6	7	8	9	10	11
先端設備導入計画認定数	12	12	12	13	13	14

基本方針 3 地域間連携の強化

企業間だけではなく教育機関など幅広い連携を促進するために、その橋渡しとなるような中間組織および人材を育成する事業を推進します。また、新たな技術や商品の開発につながるような機会の創出および参加の促進を図ります。

【考えられる施策】

①企業間の連携

- 1) 町内企業同士の交流会やビジネスマッチングフェアの開催促進
- 2) 農商工連携の推進による特産品開発事業
- 3) 中間支援組織による異業種間のマッチング促進
- 4) 知的財産の保護支援

など

②産学官金連携

- 1) 町内外の大学との連携強化と事業推進

など

【目標値の設定】

成果指数	実績	数値目標				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
町内企業交流会の開催件数	-	2	2	2	2	2

基本方針4 ブランド力の強化

広陵町の靴下をはじめとした商品をより多くの人々に利用してもらうためには、ブランド力の強化が必要となります。町内中小企業・小規模企業の商品を町外へと発信することで、新たな販路の開拓につなげるため、中小企業・小規模企業と行政の連携のもと地域ブランド商品の販売を目指します。また、広陵町が「働く企業が光るまち」「働く人が輝くまち」を目指すために町のブランド力の強化を行います。

【考えられる施策】

- 1) 地域ブランド商品の開発や生産管理の支援
- 2) 商品デザインや販路開拓に対する支援
- 3) インターネットを活用した地域ブランド商品の販売
- 4) 広陵町ブランド発信のためのタウンプロモーションを実施
など

【目標値の設定】

成果指数	実績	数値目標				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
地域ブランド商品の開発件数	-	2	2	3	3	4
計画推進に関わった人数	50	60	65	70	75	80

基本方針5 情報発信の強化

広陵町内の中小企業・小規模企業を町内外の幅広い人々に知ってもらい、町内の商品やサービスの利用促進を図る事業を推進します。また、町内に向けた情報発信を行うことで人材の確保や異業種間への連携を促進します。

【考えられる施策】

- 1) オープンファクトリー事業の推進
- 2) 中小企業支援施策に関する窓口の整備
- 3) インターネットを活用した町内企業の魅力発信
- 4) メディア等への掲載を支援する人材とのマッチング
など

【目標値の設定】

成果指数	実績	数値目標				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
外部メディアにおける町内企業の掲載実績	-	2	2	3	3	4

中小企業・小規模企業振興に向けた全体の目標

○地域経済循環率の向上

地域経済分析システム（RESAS）が示す地域経済循環率は、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、支出が見える化され、地域経済の自立度を把握することができます。このことから、中小・小規模企業の活性化を分析する手段として、この地域経済循環率を一つの指標として採用します。

広陵町の地域経済循環率を見てみると、2010年が56.5%、2013年が55.5%と3年で1.5%マイナスとなっています。5ヶ年の目標値としては、まずは2010年の56.5%の水準に戻すことを目標に設定し、各施策方針に則った中小・小規模企業の活性化に努めます。

成果指数	実績	数値目標
		2023年
地域経済循環率の向上	56.5%→55.5% (2010年→2013年)	56.5%

第6章

計画の進行管理

6.1 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、広陵町内外の様々な主体との連携体制を強化し、中小企業・小規模企業の自主的な取り組みを支援することが必要です。そのため、施策の実施・検証を行い地域経済全体の活性化を推進していきます。

(1) 推進体制における役割

1) 中小企業・小規模企業の自助努力

中小企業・小規模企業振興の着実な推進には、まずは中小企業・小規模企業の自主的な努力が必要です。自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成、雇用の促進、福利厚生の上昇に努めていくとともに、相互の連携及び協力を図ることが求められています。

2) 広陵町の責務

広陵町は、本計画で設定した施策を着実に実施するため、必要な予算措置に努め、中小企業・小規模企業関係団体のほか、金融機関、学校、大学、町民等と連携・協力し、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。また、施策の推進にあたっては、必要な情報の収集と提供を行います。

3) 中小企業・小規模企業関係団体の役割

商工会をはじめとした中小企業・小規模企業関係団体は、事業者の実態を的確に把握し、事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善や創業支援などの役割を担います。

4) 金融機関の役割

金融機関は、中小企業・小規模企業が新事業への挑戦や経営基盤の強化に取り組むことができるように、円滑な資金供給や、経営革新・改善へ協力するとともに、積極的な創業支援に努めます。

5) 教育機関の役割

地域の小・中学校、高等学校等は、社会見学や職場体験等の実践により、キャリア教育を推進し、次世代を担う人材育成に努めます。大学などは、専門的な技術や能力を備えた人材育成を行うとともに、町内の中小企業・小規模企業との連携により産業技術の開発と技術力やサービス力の向上に努めます。

6) 課題別小委員会の役割

中小企業・小規模企業の振興を進めていく中で出た課題に対して、課題別にプロジェクトチームを立ち上げ、その課題に対する解決策を検討および実行していきます。

7) 中小企業・小規模企業振興会議の役割

本計画に必要な施策の提言や、課題別小委員会から提案された振興施策の検討や実施中における検証を行っていきます。

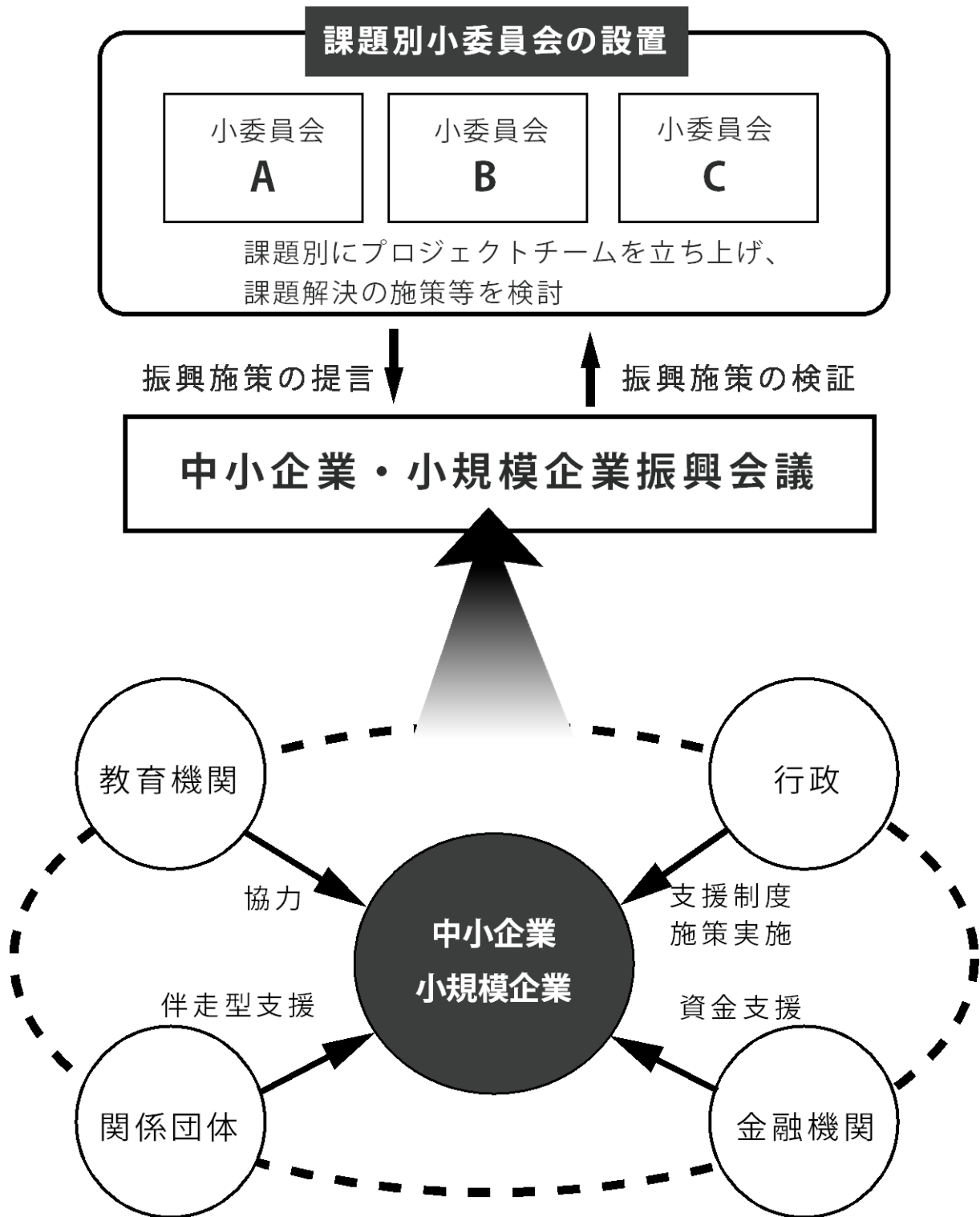


図 6-1 推進体制における役割イメージ

6.2 進行管理

広陵町中小企業・小規模企業振興計画は、中小企業・小規模企業のニーズの適切な把握の基で、本計画（PLAN）に基づき実行（DO）します。実行の評価（CHECK）は、中小・小規模企業振興会議により適宜実施するとともに、目標値の達成に向けた改善提言（ACTION）を受け、より効果的な計画実施（PLAN）につなげます。

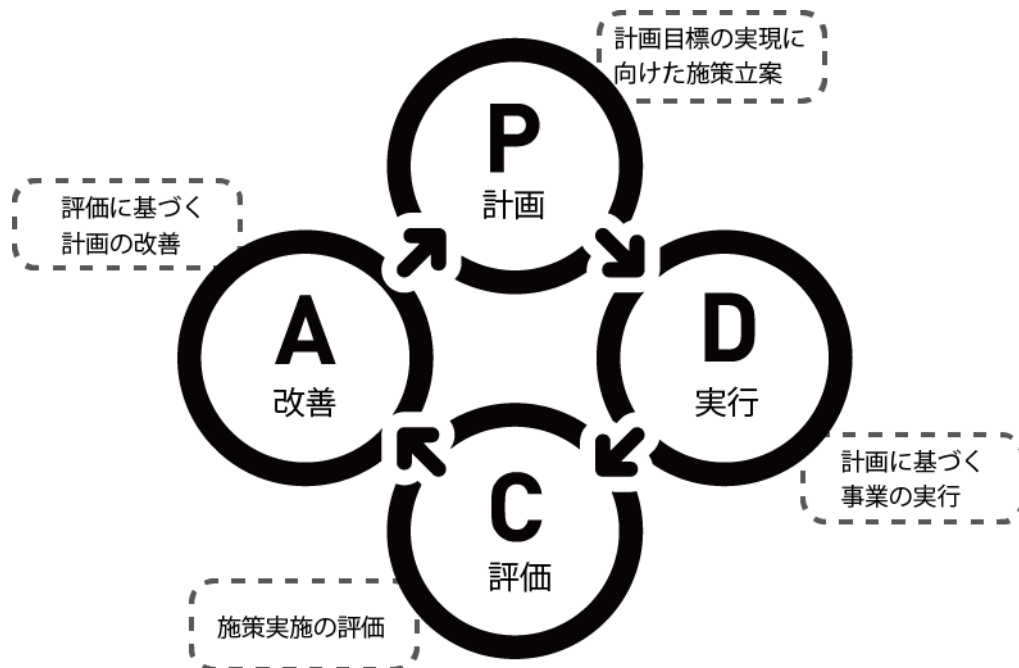


図 6-2 PDCA イメージ

付 録

1 広陵町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会

(1) 開催状況

開催日	議題
2018年10月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定について ・ 第3回ワークショップの進行について ・ 今後、具体的な施策検討を進めていくイメージ ・ 今後の予定
2018年10月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10/9のワークショップ③報告 ・ ワークショップの進行方法について
2018年11月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11/8のワークショップ④報告 ・ 全国の動向(同友会全国協議会の会議報告) ・ 振興計画素案(中旬)および平成31年度予算要求の内容について ・ 今後の予定
2019年1月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振興計画素案について ・ 平成31年度予算要求について ・ 今後のワークショップおよび小委員会への動き ・ 今後の予定
2019年2月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/5のワークショップ⑤報告 ・ 振興会議と小委員会の具体化 ・ 今後の予定

(2) 検討会の委員

所属	名称	氏名
奈良女子大学	生活環境学部教授	中山 徹
畿央大学	健康科学部助教	清水 裕子
広陵町	理事	中川 保
広陵町	事業部 部長	小原 薫
広陵町	まちづくり政策監	中村 賢一
広陵町	事業部 地域振興課長	栗山 ゆかり
広陵町	事業部 地域振興課	細見 周世
広陵町靴下組合	組合長	吉村 博行
広陵町商工会	事務局長	久保 知三
広陵町商工会	経営指導員	西川 美和子
奈良県中小企業家同友会	副代表理事・政策委員会委員長	西村 博史
奈良県中小企業家同友会	政策委員会副委員長	東田 誠次
奈良県中小企業家同友会	政策委員会副委員長	野村 佳之
奈良県中小企業家同友会	事務局長	山崎 聖子
奈良県中小企業家同友会	事務局	淵上 芳昭

2 ワークショップ

(1) 開催状況

	開催日	議題
第1回	2018年6月1日(金) 18:00~21:00	・ 条例主旨、他の事例を学ぶ ・ 行政への期待、広陵町ならではの取り組み
第2回	2018年7月24日(火) 18:30~21:00	・ 今の自分たち(自社)の課題について
第3回	2018年10月9日(火) 18:00~20:40	・ 振興計画の方向性の検討
第4回	2018年11月8日(火) 18:00~21:00	・ 振興計画の施策案についての検討
第5回	2019年2月5日(火) 18:00~21:00	・ 振興計画の施策案についての検討と今後 取り組みたいプロジェクトについて

(2) 開催概要

1) 第1回ワークショップ

開催日時	2018年6月1日(金) 18時~21時
会場場所	広陵町役場
参加人数	36名(広陵町職員5名含む)
テーマ	①条例の趣旨、他市町村での事例を学ぶ ②行政への期待、広陵町ならではの取り組み

討議テーマ①条例の趣旨、他市町村での事例を学ぶ

■ 条例の趣旨や他市町村の事例を聞いた上での参加者の感想

わかったこと

条例について

- ・ 中小企業は地域の基礎
- ・ 地元企業の発展が肝である
- ・ 幅広い世代に周知することが必要
- ・ 条例を作っただけにならないように、中小企業が頑張らなければならない

地域住民としての心がけ

- ・ 地域みんなで協力しなければならない
- ・ 経営者だけでなく、住民に認知してもらうことが重要

- ・地域内循環が大切

経営者としての心がけ

- ・自店を地域の方に選んでもらうための魅力をつけないといけない
- ・企業同士が横のつながりをつくることが重要
- ・地域単位で経営を考える必要がある

わからなかったこと

条例について

- ・中小企業だけが得する仕組みなのか
- ・WS参加者、すべての意見が条例に反映されるのか
- ・条例制定後のメリットを具体的に知りたい
- ・町内のチェーン店での消費は域内循環になるのか

広陵町役場に対して

- ・役場が問題意識を持っていないと思う
- ・役場が町内企業の強みと弱みを理解していないのではないか
- ・役場が町内企業を活かすランドデザインを計画に盛り込んで欲しい
- ・役場としての条例についてのイメージづくりはどうなっているのか

その他

要望

- ・わかりやすいキャッチフレーズ
- ・企業が繋がる場所が欲しい
- ・企業が広陵に来たいと思えるようなものができたらよい
- ・人手不足の解決に協力してほしい

条例や域内循環に対する疑問

- ・全てのものを地域で担うのは無理
→周辺市町村と連携する必要がある
- ・広陵町内で生産されたものだけを買うのは難しい
- ・条例ができることで、本当に地域の活性化になるのか

討議テーマ②行政への期待、広陵町ならではの取り組み

- 広陵町へ期待すること、町ならではの取り組みに対する意見

役場への期待

条例について

- ・ビデオでもう少し詳しい説明が欲しい

- ・実効性の高い政策を立ててほしい
- ・地域経済圏の育成方法を教えてほしい

環境について

- ・多業種・異業種をつなぐ環境づくり
- ・町内のバラバラの企業情報をまとめる
- ・農地活用
- ・土地の線引きの変更
- ・住工共存政策に変更

経営について

- ・情報量の多いセミナーを開催してほしい
- ・中途採用の指導に力を貸して欲しい
- ・補助金制度手続きの簡素化
- ・補助金で設備整備をしたい

広陵町への提案

企業間連携

- ・企業が力を合わせて大手に負けないサービスを企画してはどうか
- ・広陵ブランドを作りたい
- ・産官学共同の事業を実施したい

地域住民に向けて

- ・地域の学生に中小企業を紹介する機会の創出
- ・子育て支援を助成
- ・産官学共同の事業を実施したい
- ・従業員家族への奨学金制度

その他

- ・地域資源を生かした体験型観光をしたらどうか
- ・靴下業界では品質基準を一概に決められず、ブランディングの確立は難しい

2) 第2回ワークショップ

開催日時	2018年7月24日(火) 18時30～21時
会場場所	広陵町役場
参加人数	36名(広陵町職員5名含む)
テーマ	①今の自分たち(自社)の課題について

各班の討議の中で挙げられた課題は、「広陵町内全域全般」「広陵町内の地域経済」「各企業の課題」「行政のサポート」の4つに絞られました。

広陵町全域

人口問題

- ・高齢化している
- ・人口が減少している

住みやすさ

- ・高齢者支援と食の問題
- ・要介護者でなくとも、町内の範囲でもっと良い職を提供できないか

都市計画

<建築>

- ・工場を拡大したくても都市計画上、工場の建築ができない場所が多い
- ・幹線道路沿いに工場を建築可能な場所が少ない

<インフラ>

- ・下水道の未整備 ・道が狭い ・交通の便が悪い
- ・町内では車の移動が基本となるため、町外から人材を集める際に交通の便が懸念材料となる。
→バス路線等を増やしてほしい

地域経済

人材

<人材不足>

- ・100人規模の企業で、必要雇用人数の7～8割程度しか集まらない
- ・女性のアルバイトやパート雇用がカギ
- ・外国人雇用の話もあるが言語の障壁があり、実際は難しい。
- ・若い人材の確保が難しく、30代以下がいない状況。採用に関する支援が欲しい

など

<人材の定着>

- ・ 募集をかけるとそれなりに応募はくるが、長続きせずに辞めてしまう

経営

- ・ 商品開発に力を貸してほしい
- ・ 経営のマネジメントを取得したい
- ・ 成功事例の研究が必要
- ・ 材料費が高騰している
- ・ エネルギー費が高騰している
- ・ 人件費の高騰

行政のサポート

補助金制度

- ・ 広陵町の補助制度を使おうと思い申請してみたが、固定機材に対する補助のみで、移動機器には使えなかった
- ・ 事業失敗したときの救済策も考えてほしい
- ・ 事業拡大に伴う用地確保等に力を貸して欲しい

広報

- ・ HP のリニューアル等は費用がかかる割には効果が薄いように感じる
- ・ 各産業ごとに PR をしてほしい
- ・ HP 等で地域企業のアピールをしてほしい

その他

- ・ 南都銀行では、中小企業に対する融資制度の立案を進めている
また、ビジネスマッチングの機会を創出しようとしている

3) 第3回ワークショップ

開催日時	2018年10月9日(火) 18時～21時
会場場所	広陵町役場
参加人数	25名(広陵町職員5名含む)
テーマ	振興計画策定に係る方向性(基本方針)の検討

第3回ワークショップでは、9月に制定された中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき策定する振興計画の方向性(基本方針)を検討するため、4つのテーマに絞って協議を行いました。

町内で働く担い手づくり

疑問点

- ・なぜ町外に働き手が流出するのか
- ・人を呼べる労働条件とは何か
- ・学校での教育はどうなっているのか
- ・事業所のPRはどうしているのか
- ・人材育成を行うとどういったメリットがあるのか

要望点

- ・行政による広報・PR活動の推進
- ・教育機関での情報発信
- ・新たな人材確保への取り組み
- ・事業所の意識改革
- ・町内に住んでもらえるような環境づくり

企業間連携の強化

疑問点

- ・どういった町内企業があるのか?
- ・企業間連携とはどうすればいいのか?
- ・現状ではどのような補助金制度があるのか?
- ・教育機関との連携はどうか?
- ・6次化産業とは何なのか?

要望点

- ・企業間連携に向けた具体的な取り組み
- ・企業間連携を行える人材の確保
- ・企業と教育機関、町民の連携による商品開発

地域内経済の活性化

疑問点

- ・ 町内で活かせる地域資源とはなにか
- ・ 地域内循環とはどういった意味か

要望点

- ・ 町内企業のメディアへの露出等を含めた PR
- ・ 地域内連携による商品開発
- ・ 中間支援組織の立ち上げ
- ・ 中小企業全体の強化を図るため、補助ではなく育成を図る
- ・ 町内企業同士が繋がれるマッチング機会の創出
- ・ 外部からの人材確保

経営基盤の強化

疑問点

- ・ 町内の空き家は活用できないのか
- ・ 現状でどのような補助金制度があるのか
- ・ 女性の雇用状況はどうなっているのか
- ・ 企業立地への支援はどうなっているのか
- ・ 町内企業の就労環境はどうなっているのか
- ・ 町内での起業支援はどうなっているのか

要望点

- ・ 支援策の広報強化
- ・ 企業間連携による基盤強化
- ・ 行政からの支援拡大
- ・ 事業所自身による経営努力

4) 第4回ワークショップ

開催日時	2018年11月8日(火) 18時～21時
会場場所	広陵町役場
参加人数	27名(広陵町職員5名含む)
テーマ	振興計画に記述する施策の検討

第4回ワークショップでは、本計画に盛り込んでいきたい施策を検討するために、町が示した具体案をもとに話し合いを行いました。

話し合いは、「町内で働く担い手づくり」「企業間連携の強化」「経営基盤の強化」「地域内経済の活性化」の4つのテーマに沿って施策に関する意見をいただくとともに、今後新たに組みたいものについても意見をいただきました。

■ 4つのテーマに沿った施策に関する意見まとめ

町内で働く担い手づくり

- ・女性やシニア世代の方々と各事業所のマッチングの機会が必要
- ・新卒者採用のための産学官連携が必要
- ・テーマを決めて起業家のコンペをするのはどうか

経営基盤の強化

- ・アドバイザーによる支援が欲しい
- ・製造業以外でも活用できる補助金があればいい
- ・がんばる企業への支援

企業間連携の強化

- ・コーディネーターによる支援が必要
- ・異業種間による商品開発を行いたい
- ・業種間連携をする際に課題となる知的財産の保護にも支援が必要

地域内経済の活性化

- ・特産品販売所の設置はどうか
- ・企業立地や移住の促進
- ・地域文化の発信による域内消費の推進

新たに挙げた発想

- ・町全体の魅力発信
- ・新たな人材の発掘

5) 第5回ワークショップ

開催日時	2019年2月5日(火) 18時~21時
会場場所	広陵町役場
参加人数	21名(広陵町職員5名含む)
テーマ	振興計画に記述する施策の検討と今後取り組みたいプロジェクトについて

第5回ワークショップでは、現段階の中小企業・小規模企業振興計画(案)の第4章から第5章で記載されている基本理念やビジョン、施策内容について、不足している取り組みや今後取り組んでみたい施策について検討していただきました。

町内で働く担い手づくり

人材に関する意見としては、大きく分けると「事業所自身の人材の確保と育成」に関する意見と、「事業所の企業活動を支援する為の人材」の2つに分けられます。

前者については、谷原氏の事例紹介のように、直接企業の案件に携わってもらう、あるいは職業体験の開催など、経験や体験のプロセスを重視した人材確保の手法に関する施策が多く挙げられていました。

後者については、事業展開のための連携の促進役であるコーディネーターの設置(探す必要性、育成の必要性)と、自社の取り組みに対して提案を行うことのできるプロフェッショナルな人材の確保が意見として挙げられています。

また、人材に関連して、働く場の環境整備(社内の環境や外国人労働者の労働環境(住居含む))に関する施策の必要性が挙げられました。

施策(案)についての意見

- ・人材育成システムの構築
- ・事業所の人材を育成するための育成者の育成
- ・コーディネーターやプロジェクトマネージャー等の「プロ人材」の確保

経営基盤の強化

特に多かったのは、自社の経営に関する相談役(経営コンサルや外部のスーパーバイザー、デザイナー)を設置する際の補助に関する意見でした。

また、経営塾のような、経営者の意識改革の場の創設についても意見が挙がっていました。

施策（案）についての意見

- ・ 自社企業の分析（支援）
- ・ 事業者の意識改革
- ・ 簡易経営・資金繰り簡易診断
- ・ 経営計画の作成と発信
- ・ 継業支援（廃業を減らし技術を継承）
- ・ マーケティング、ターゲティング、ブランディング、PR 支援、
コーディネーターではなく商品プロデューサーを確保または育成

企業間連携の強化

地域間連携については、連携によるイノベーションの視点が不足しているという意見が挙げられました。具体的には、各事業所が持つ強みや特徴をうまく融合させて、新しい価値を生み出す為の仕組み作りが必要という意見が挙がっていました。

また、連携する為の場づくりの必要性についても意見が挙がっています。

施策（案）についての意見

- ・ 産学官金のそれぞれが有する資金を持ち寄り新たな技術の導入
（新商品開発が、販路開拓を生む仕組みをつくるため）
- ・ アイデアハッカソン（アイデアを持ち寄り、夢を語る場）
- ・ 産学官金の交流できる場を作る
- ・ 学生や教授とのかかわりを持ち、自社製品などを紹介してもらう

ブランド力の強化

ブランディングのためには、各企業の意識改革とともに、支援施策2のように、見せ方等での外部の人材を活用できる仕組み作りの必要性が挙げられています。

また、既存のブランディング施策(かぐやちゃん)をうまく活用する案も挙げられています。

施策（案）についての意見

- ・ 自社≒地域の意識をつくる
- ・ 広陵町ブランド認定制度
- ・ かぐやちゃんの活用
- ・ 「地域ブランディング」には多少なりとも専門家の知見・指導があるほうが効率的。また、「デザイン」の重要性は強調すべき。「見せ方」が大事。

情報発信の強化

情報の発信については、この項目に特化したグループは作られなかったものの、各グループで情報発信に関連する意見が挙げられました。

情報発信の方法としては、時代に合わせた発信媒体への対応(冊子ではなく SNS を活用する)が必要という意見が挙げられました。

また、産業観光を使った発信方法もアイデアとして挙げられていました。

施策（案）についての意見

- ・ 情報発信をネット（SNS）で
- ・ テレビなどのメディア媒体を活用
- ・ 工場見学を産業観光化へ
- ・ 外国語対応の行政サービス
- ・ 冊子は誰も読まないのではないか

3 広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例

広陵町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、大都市である大阪市へ直線距離で約30kmで、交通の利便性も高いことから、真美ヶ丘地区等の住宅地開発を中心にベッドタウンとして発展しており、奈良県で最も人口の多い町となっている。

本町では、町民と行政が連携して、みどり豊かな住みよい元気なまちづくりに取り組んでおり、その成果として多くの町民がまちに愛着を感じ、今後も住み続けたいと思う魅力あるまちとなっている。

しかしながら本町を取り巻く社会情勢は確実に変化しており、少子高齢化の影響により、生産年齢人口の減少が顕著化している。

また、本町の産業は、古くから靴下の生産が盛んで、靴下製造業を中心に、靴下仕上や刺繍業など靴下生産工程別に分業が進み、高度な生産技術が受け継がれ、国内生産高日本一を誇る産地として大きく成長してきたところである。近年は、海外製品に押され、生産量は大幅に低下し、靴下関連事業所数は減少しているが、長年に渡り脈々と引き継がれた生産技術を活かした魅力ある靴下を発信する企業は、今でも数多く存在する。他の産業としては、プラスチック製造業、小売業、サービス業、農業等もあるが、近年の高齢化に伴い福祉関連事業が増加している。

中小企業・小規模企業は、雇用を確保し、町民生活の向上など地域経済の振興や活性化のための担い手として、自社の経営基盤を自主的な努力で強化し、社会的責任を果たす役割が求められている。しかし、社会環境が大きく変化している中、販路開拓、設備投資、人材確保など解決しなければならない経営課題が多くある。

そこで本町は、「元気なまちづくり」を進めるためには、産業振興が重要な課題と位置づけ、町、事業者、中小企業関係団体等、学校、金融機関及び町民と中小企業・小規模企業振興について理解と共感に基づく協力関係を深め、「住みやすく」「働きやすく」「商売しやすい」環境整備を推進し、広陵町を活性化させるべく基本的な理念と方向性を示し、中小企業・小規模企業の振興を図るために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、広陵町の発展に果たす中小企業・小規模企業の役割の重要性に鑑み、町内中小企業及び小規模企業の振興について基本となる事項を定め、その振興に関する総合的な施策を推進するとともに、町、事業者、中小企業関係団体等、金融機関及び学校が、それぞれの役割等について相互理解を深め連携することにより、振興施策を総合的に推進し、もって町民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条に定める小規模企業者の事業所及び個人であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業及び小規模企業以外の事業を営むものをいう。
- (4) 事業者 中小企業、小規模企業及び大企業をいう。
- (5) 中小企業関係団体等 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会、中小企業家同友会その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、奈良県内に所在するものをいう。
- (7) 町民 町内に居住し又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び町内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 産学官連携 中小企業・小規模企業、学校、町等が、その合意に基づき相互に連携することをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次の各号に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 国、奈良県、事業者、中小企業関係団体等、学校、金融機関及び町が、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、連携・協力により推進するものとする。
- (2) 町内のがんばる中小企業・小規模企業を支援することにより推進するものとする。

(基本方針)

第4条 町は、この条例の目的を達成するために、前条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 次世代産業の担い手づくりのための施策
- (2) 各産業の連携と支え合いづくりのための施策
- (3) 働く場づくり、仕事づくりのための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要とされる産業振興施策

(町の責務)

第5条 町は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査及び研究を行い、社会情勢に応じた必要な施策や支援又は効果的かつ効率的な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

2 町は、振興施策を実施するに当たっては、国、奈良県、その他の地方公共団体、事業者、中小企業関係団体等、学校、金融機関及び町民と協働し、効果的に実施するよう努めるものとする。

3 町は、工事の発注又は物品若しくは役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内中小企業及び小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

4 町は、中小企業及び小規模企業の事業展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発、その他必要な施策を講ずるものとする。

5 町は、学校教育における職業観及び勤労観の醸成が中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成に資することに鑑み、児童、生徒及び学生に対する職業に関する体験の機会の提供、その他の必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業・小規模企業の役割）

第6条 中小企業・小規模企業は、次の各号に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的な努力により経営基盤を強化すること。
- (2) 従業員が生きがいと働きがいを得ることのできる職場づくりに取り組むこと。
- (3) 地域社会の重要な一員として、その社会的責任を自覚し、地域社会及び町民生活の向上に貢献すること。
- (4) 町、中小企業団体等その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。
- (5) 町内における他の事業者及び中小企業関係団体等との連携を行い、町内において生産、製造、加工される製品及び町内において提供される役務に利用すること。
- (6) 学校等の職場体験活動その他職業に関する健全な職業観の育成につながる活動に協力すること。

（中小企業関係団体等の役割）

第7条 中小企業関係団体等は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、町内における中小企業・小規模企業及び中小企業関係団体等との連携に努めるとともに、町内において生産、製造、加工される製品並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとする。

3 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業とともに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するものとする。

（金融機関の協力）

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が自主的に経営基盤の強化に

取り組むことが出来るよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町、中小企業関係団体等その他の者が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

3 地域密着型金融を推進する金融機関は、前2項に規定する協力を積極的に行うものとする。

（学校の自主的な協力）

第10条 学校は、産学官連携等によって、自主的に、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究に努めるものとする。

2 学校は、児童、生徒及び学生に対し、中小企業・小規模企業と協働し、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

3 前2項の規定による協力は、学校その他の教育機関に関係する者の自由かつ自律的な意思に基づいて行われるものとする。

（町民の理解と協力）

第11条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が町民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に資する役割を理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展及び育成に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、消費者として町内において生産、製造、加工される製品の購買や消費、奈良県内及び町内において提供される役務の利用に努めるものとする。

（中小企業・小規模企業振興計画）

第12条 町長は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 振興計画には、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 町長は、振興計画の策定に当たっては、次条の振興会議を中心として、中小企業・小規模企業その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。

5 町長は、中小企業をとりまく環境の変化を勘案し、及び振興計画の実施状況を調査・分析し、おおむね5年ごとに振興計画を検証し、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による振興計画の変更について準用する。

（振興会議）

第13条 この条例の目的の達成のため、中小企業、小規模企業、中小企業関係団体等、学識経験者、金融機関、学校等教育機関、消費者その他の多様な構成員により、広陵町中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

- 2 振興会議は、次に掲げる事項に取り組むものとする。
 - (1) 振興計画について必要な政策提言を行うこと。
 - (2) 振興計画に基づく振興施策について意見を述べること。
 - (3) 振興施策について、検証を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な調査及び研究を行うこと。
- 3 振興会議には、必要に応じて課題別小委員会を設置することができる。
- 4 町長は、振興会議において、振興施策の実施状況を報告するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が定める。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

後略



平成 30 年度 広陵町中小企業・小規模企業振興計画

発行日 2019 年 4 月

発行者 広陵町

〒635-0814 広陵町大字南郷 583 番地 1

TEL: 0745-55-1001 FAX: 0745-55-1009